

平成29年第2回東大和市議会定例会会議録第14号

平成29年6月6日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関野杜成君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（27名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	岡田博史君
社会教育部長	小俣学君	秘書広報課長	五十嵐孝雄君
職員課長	矢吹勇一君	総務部副参事	荒石恵美君
市民部副参事	岩野秀夫君	産業振興課長	小川泉君

市民部副参事 宮田智雄君
福祉部副参事 尾又斉夫君
健康課長 志村明子君
都市建設部副参事 内藤峰雄君
中央図書館長 當摩弘君

子育て支援課長 鈴木礼子君
障害福祉課長 小川則之君
都市計画課長 神山尚君
土木課長 寺島由紀夫君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時28分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 佐竹康彦君

○議長（押本 修君） 昨日に引き続き、16番、佐竹康彦議員の一般質問を行います。

○16番（佐竹康彦君） おはようございます。

それでは、昨日に引き続き再質問をさせていただきます。

本日、2点目の図書館事業からの再質問となりますので、よろしく願い申し上げます。

まず、①の図書館事業に関しての取り組み状況と今後についてでございますが、これは昨日の教育長の答弁でもかなり詳しく御答弁いただきましたので、重ねて御確認という形になると思うんですけども、順次質問させていただきます。

まず、図書館雑誌スポンサー制度についてでございますが、これは私、平成25年の第3回、9月の定例会で質問させていただいております。スポンサーの募集に苦慮しておるということでございましたけれども、この間、雑誌の発行部数は少しずつ減ってるような状況で、休刊や廃刊を余儀なくされた雑誌もあると思いますけれども、当市の図書館におきまして、この数年で購読が停止になったタイトル、減ったタイトル、実態があるのかどうか、この点だけ御確認をさしていただければと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） この間で、休刊ですとか廃刊を余儀なくされた雑誌の取り扱いの実態ということではありますが、平成27年度につきましては休刊7件、それにかわるものとして新刊5件、28年度につきましては休刊が10件、それにかわるものとして新規を8件、29年度につきましては現在まで休刊が3件ございまして、新規のもの1件という形で対応しております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 休刊になったものもあれば、新刊になったものもあるということで、差し引きタイトル数そのものは維持をさせていただいてるのかなというふうに確認をさせていただきました。しかしながら、微減のかなというふうに感じております。やはりこの雑誌ということにつきましては、今ネット環境が整ってる中で、なかなか雑誌を手にとることも少なくなってるのかもしれないけれども、やはり編集されて情報が確かなところから出てるという部分もございまして、市民の方に対しても非常に利用していただけるようなものも多いのかなというふうに思っております。やはりその財源の確保という観点では、この雑誌のスポンサー制度というもの、非常に有効な手段の一つなのかなというふうに感じております。全てのタイトルではなくても結構でございますので、5タイトルなり10タイトルなり15タイトルなり、そういった少数の部分でもいいので何かしら、ぜひとも取り組みを進めていただければなというふうに思っております。再度なんですけれども、今後の見通しというふうなものをお聞かせいただければと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 今後の見通しということですが、基本的には休刊等になった場合には、それにかわるものとして新たなものを購入していく予定にしております。タイトル数におきましては、購入価格にもよりますので、数的にイコールにはならない場合もございまして、大体同等の対応をしていきたいと

いうふうを考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 雑誌の購入については、確かにそういうことだというふうに承りました。

このスポンサー制度の推進ということについて、今後の見通し、ぜひとも一言、御答弁いただければと思うんですが、いかがでございましょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 今後の雑誌スポンサー制度の対応ということでございますが、ここで多摩地域の各市につきまして制度の取り組み状況等、調査をさせていただいております。平成28年度末までに、前回、稲城市の例を御紹介いたしました、新たに国立市と東久留米市から制度を導入しているのを回答いただいております。申し込みの状況につきましては、まだ国立市では五、六件、東久留米市ではまだ申し込みもないというような状況というふうに伺っております。導入していない自治体も、効果等に対して事務処理の対応が煩雑であるといったような御意見もありまして、そういったものを勘案して先進市の事例などさらに情報収集して、東大和市に適した制度になるか研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 国立市、導入して5タイトルということでございますので、少ない件数でございますけれども、それでも少しでも財源の確保になればというふうに思いますので、何とぞ御研究、検討、よろしく願います。

続きまして、読書通帳の導入についてでございます。

これにつきましては、平成27年の第4回定例会でも取り上げてございます。なかなか機器も高額でというような御答弁ございましたけれども、これやはり小さいお子さん、まだ小中学生を見ますと、やはり自分で読んだ本を忘れずにつけたりすると、やはり読書をしていく上での励みにもなりますし、ああこういう本を読んだ、ああいう本を読んだということで思い出すきっかけにもなりますし、またそれが自分の将来の宝にもなっていくんじゃないかなというふうに思います。ぜひとも、この点につきましても他自治体の導入の状況を勘案しながら、ぜひとも導入に向けて御検討を重ねていただきたいというふうに思います。この点につきまして、お考え、お聞かせいただければと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 読書通帳機につきましても、他市の状況を確認しましたところ3市から導入しているとの回答をいただいております。確かに導入した自治体からは、児童書の貸し出しの冊数がふえたというような情報はいただいております。一方、導入しない自治体の例といたしましては、予算上の関係ですとか、あるいは手書きの読書ノートなど、別の方法を取り入れている自治体も数市ございました。購入機器も、100万円以下の機器も開発されてきているようなこともございますので、今後につきましてもさらに先進市の事例など情報収集させていただきながら、事業効果などの研究をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも、よろしく願います。

児童貸し出し冊数もふえたというような状況もございますので、子供たちの励みにもなるということで、ぜひともこれはいち早く、子供読書活動推進に関して積極的に取り組んでいただいている本市として、ぜひとも取り組みを進めていただければなというふうに思いますので、よろしく願います。

続きまして、棚卸し作業の迅速化ということでございます。

これ平成26年の第4回の定例会で取り上げました。その際には、カメレオンコードを活用してというような

お話もさしていただきまして、予算もかなりかかるというようなことではあったんですけども、取り上げさせていただきました。この棚卸し作業の迅速化につきましては、これまでどのような検討がなされてきたのか、棚卸しの効率化で時間短縮によって開館日がふえるというようなことも、可能性はあるというふうに思うんですけども、教育長の答弁では現在ではこれ以上の期間短縮は無理だというような御答弁でございましたけれども、何か一工夫、二工夫あれば、もう少し2日でも3日でも開館日をふやすことができるんじゃないかというふうに私なんか考えるんですけども、この点についてのこれまでの検討状況と今後の見通しをお聞かせいただければと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） これまでの棚卸し作業の検討ということなんですけれども、資料整理に時間がかかる理由といたしましては、資料の蔵書量が収容容量を大幅に超えてるということが大きな原因としてあります。段ボール箱に詰めて保管をしてるような状況から、作業スペースが手狭になっていること、さらに書庫も建物の2階の書庫と1階の書庫、さらには移動図書館と分散してるというようなことも、多少要因となっております。さらに、収集した資料と同量の除籍をしていかなければならないという現状がありまして、除籍作業のことも勘案しながら、段取りを組んで棚卸し作業を進めているというような状況になってございます。

前回、御提案のありましたカメレオンコードの導入する場合の課題ということで検討しておりまして、こちらでも導入経費、あるいはコードを資料に張る作業、あるいはシステムに読み込ませる作業、こういったことが課題としてあるほかに、コードが劣化してしまった場合の対応、こういったことも問題としてあるのかなというふうに考えております。さらに、他の自治体におきましては、ICタグの導入といったことも進んでいるようですので、こういったものの導入との比較、検討ですか、こういったことも必要かなというふうに考えております。いずれにしても、かなりの経費が必要になってまいりますので、慎重に考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） カメレオンコード、提案させていただきましたけども、ICタグということもあるということでございますので、さまざまな方法を勘案していただきながら、館員の皆様の負担も軽くしながら、図書館の利用される方の利用の便も向上するというようなこと、ぜひとも御検討、続けていただければなというふうに。しかしながら、根本的にはその蔵書数が多いということと、保管スペースが手狭ということ、根本的な問題かと思っておりますので、これはこれでまた別の問題かと思っておりますので、またいずれどこかの時点で取り上げていければなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、自動貸出し機の設置でございます。

これも平成27年第4回定例会で取り上げさせていただきました。これも窓口業務の負担軽減ということもございまして、また人によってはこのプライベートが、個人情報等のプライベートが確保されるというような観点もあるかと思っております。先進的な事例、図書館、幾つか見学させていただいている中で、やはりこの自動貸出し機、導入をすることで非常に評判がいいというふうなお声も聞いておりますので、当市といたしましてもぜひとも今後、御検討を続けていただければなというふうに思っておりますので、これにつきましてもこれまでの検討状況と今後について、お聞かせいただければと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 現在までの自動貸出し機の検討についてであります。調査をしたところ10市から導入をしているという回答をいただいております。さらに、ICタグを導入する際に、あわせて自動貸出し機も導入したいと検討している自治体も3市ということで伺っております。自動貸出し機の効果とい

たしましては、議員のほうからお話もありましたように、利用者がどういった本を読んでいるか、窓口の職員に見られることのないというプライバシー保護ということと、窓口職員の負担を減らすというような効果があると伺っております。

一方、貸し出しは利用者との接点ということで、利用者の要望ですとか動向を把握することにより、図書館職員への信頼を持ってもらい、レファレンス等のサービスにつなげられるため、貸し出しは図書館職員が行いたいという自治体もございます。当市におきましても、レファレンスは図書館の生命線と考えておりますので、自動貸し出し機の設置につきましては高額の予算を必要とするというそういった面もありますので、慎重に判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 全て自動貸し出し機があれば、図書館の方、楽になるというわけではなくて、やっぱり運営する側には側の考え方もあるということで受けとめさせていただいております。両方の可能性、ぜひとも探っていただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

続きまして、国立国会図書館デジタルコレクションの資料送信サービスについてでございます。

これは平成27年の第4回で取り上げさせていただきました、国のほうとしてもさまざまな図書資料、もう既に絶版で手に入らないとか貴重な資料につきましてはデジタル化をして公開をしていくと。そして、国民の教育、また生涯学習の利用の便を上げていくというような形で今進めてきているところでございまして、これも非常に、ある時期、週刊誌に取り上げられて非常に評判がよかったような、そういった話も聞いてございますし、また私自身もその国会図書館のホームページ等も拝見させていただいて、非常に便利だなというふうに感じたこともございます。

この送信サービス、教育長の答弁では、この5月15日の市報でも御紹介されていますということでございました。実施をしていただいて、大変ありがたいというふうに思っております。現在までどのような形で導入の経緯に至ることができたのか、そのサービス内容の具体的なこと、このことについてお聞かせいただければと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 国会図書館のデジタルコレクションの資料送信サービスについてであります。こちらにつきましては国立国会図書館デジタルコレクション送信サービスについてということで、こちら申請を国会図書館のほうへ提出いたしまして、平成29年3月3日付で国立国会図書館資料の送信を受ける図書館等ということで承認をいただいたという経緯がございます。現在は利用者への対応の準備等も整いましたので、市報でもお知らせしたとおり御利用いただいているような状況で、市立図書館3館で国立国会図書館でデジタル化した図書や資料のうち、絶版等の理由で現在手に入らない資料を閲覧及び複写できるようになってございます。具体的に申し上げますと、図書としましては昭和43年までに受け入れた図書、震災、災害関係資料の一部、約55万点、雑誌ですと明治期以降に発行された雑誌、刊行後5年以上経過したもので商業出版されていないもの約1万タイトル、80万点ほどだそうです。こういったものがごらんいただけるというような状況になってございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） おのずとそれだけ、55万点、80万点というタイトルが、東大和市民も自由に使えるというようなことは、それだけのものを蔵書したと同じような効果もあるのかなというふうに思っています。本当に御尽力いただきましてありがとうございます。このサービスが市民の皆様に広く認知されて使われていくと

いうことを、ぜひとも望みたいというふうに思っております。今後とも、ぜひともアピールのほうは引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、書籍の消毒機器の設置についてでございます。

これにつきましても導入してる市があるというようなお話でありましたし、また機器自体の価格が高いというようなお話もございました。確かに高いのかなというふうなことも、私、調べて知っておるところでございます。これにつきましても、今回初めて取り上げるわけでございますけれども、地域の若いお母さん方の中では、例えば子供に本を借りて読ましてあげたいんだけど、べたべたさわって、何か非常に気持ち悪いみたいな、そういった感情を持つお母さん方もいらっしゃるれば、例えば非常にそういった人の借りたものに対して抵抗感のあるというような方も中にはいらっしゃるって、この消毒機器導入した自治体、私ども公明党の地方議員の中でも、この導入を進めた者も何名かおまして、その者のレポート等も拝見しますと大変評判がいいと、導入したら導入したで大変評判がいいと、安心して借り出せるというような声を大きく聞かれるということでございましたので、必要かどうかって、これ個人の判断で分かれるかと思うんですけども、よりよく若いお母さん方、また小さいお子さん方が安心してそういった図書を気兼ねなく借りられる。少しでもそれで、そのことが理由で図書館から遠ざかってた方が図書館に来ていただけるようになる、借りていただけるようになるという部分では、安心感を与えるという意味では非常に有効な手段の一つなのかなというふうに思っております。他市の導入事例につきましては、青梅市、武蔵野市ということで教えていただきましたので、その他どういったところが導入してるのか、つかんでいらっしゃるのか、またその効果をどのように市として捉えておられるのか、お聞かせいただければと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 書籍の消毒機器の設置についてであります。まず効果といたしましては、確かに御利用していただいている自治体のほうでは、1日に数十人の方に御利用いただいているというよう情報をいただいております。一方、消毒機器が高額であることでありましたり、一度に処理できる冊数が2冊から4冊と限られているというようなことと、あるいはどの程度の御利用があるのか、必要性が見込まれているのかというような部分があります。さらに、過剰な抗菌への対応ではないかというような御意見として、新聞報道などもされているようですので、これにつきましてはさらに情報収集してまいりたいというふうに考えてございます。

例で挙げました武蔵野市と青梅市以外の利用されてる自治体、多摩地域の中では現在は検討されているという市も今のところ確認はできてないような状況です。

済みません、失礼いたしました。1件ですね、府中市が検討してるというような情報が入っております。

以上です。失礼しました。

○16番（佐竹康彦君） 承知しました。さまざまな意見があるというのは承知をさせていただきますので、ぜひともまず利用者の声、特に若いお母さん方、お父さん方のお声も、ぜひとも収集できるような努力もお続けいただければなというふうに思います。検討をぜひとも進めていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、セカンドブック・サードブック事業でございます。

これにつきましても、本市としても他市に先駆けてというか、早い段階でブックスタート事業に取り組んでいただいていることを心から感謝申し上げます。非常に子育て世代の方に評判がいいですし、私の家も子供たち、それで本に親しむきっかけになったというふうに感謝をさせていただきます。その次の段階といたしまして、ちよ

うど子供読書活動推進計画が本年で、まず一区切りつくわけでございますけれども、次の段階として、ぜひともセカンドブック・サードブックの実施ということをご検討いただければなというふうに思っております。

これは各自治体によって、セカンドがどの時期なのか、サードがどの時期なのか、これ判断、分かれてばらばらなんですけれども、例えばセカンドブックについては3歳児健診、もしくは小学校の入学のとき、そういったような形ですし、またサードブックにつきましては中学校の入学時等とさまざま地域によって時期を決めてございます。セカンドブックを導入しているのは、私が調べたところでは葛飾区ですとか船橋市、三島市、鴻巣市、サードブックにつきましては山梨県の北杜市ですとか岡山県の高梁市等々があるようでございます。この本を読むという行為、また新たな本に出会うという、そういった出会いの機会をつくるという観点で、非常に子供たちの読書活動の推進の強力な後押しになるような、そういった取り組みではないかと思うんですけれども、この点につきましての図書館としての効果をどのように捉えておられるのか、この点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） セカンドブック・サードブック事業に関してであります、こちらでも調査させていただきまして、セカンドブックにつきましては4市、サードブックにつきましては1市が実施しているという回答をいただいております。ブックスタート事業、東大和市では保健センターで乳幼児健診の3～4カ月健診のときに、お勧め本の絵本ですとかメッセージなどを入れたブックスタートパックというものをお配りしておりますが、各自治体も事業の実施に当たりましては予算上の問題があるというようなことで、御意見を多くいただいております。セカンドブック事業等を実施してる自治体からは、配布物を受け取りに来ていただけないような対象者も多いというようなことですとか、あるいはそういった分の対象者の方へお配りする作業、あるいは在庫管理の問題などがあるというようなお話を伺っております。確かに啓発という面では効果がある事業とは感じておりますけれども、その辺、関係部署とも相談しながら、情報収集などしながら事業の効果や問題点などを研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 今後の子供読書活動推進計画の中でも、ぜひとも実施できるような、そういった位置づけに向けて研究、検討をお進めいただければなというふうに思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

続きまして、電子書籍の導入についてでございます。

これは平成23年の第2回で取り上げたものでございますけれども、今電子書籍もマーケットとしても非常に伸びているような状況がございますし、利用者の方もさまざまな形で今利用しているような状況もございます。図書館といたしましても、先ほどおっしゃっていただきましたスペースの問題等もございますので、新刊で貸し出しできるような電子書籍のほうが、より多くの方の利用の便に供するというような状況があれば、ぜひとも今後導入に向けて御検討を進めていただければなというふうに思います。いずれは導入することになる資料だというような御答弁もいただいておりますので、この点につきまして再度、御確認させていただければと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） こちらも各自治体に調査をさせていただきましたが、電子書籍を導入してるという自治体はございませんでした。検討してるという自治体は4市ほどございます。導入していない理由といたしましては、現時点では図書館向けの資料ですとか、蔵書したい資料が少ないという回答が多くありました。また、導入にかかる経費ですとか、そのシステムの問題などもあり、まだ未検討という自治体も複数ございま

した。当市といたしましても、いずれは電子書籍の導入は欠かせないものになっていくという予想はしておりますが、導入の時期につきましては現時点ではまだ尚早かなということで考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 承知いたしました。今後とも研究、検討をお続けいただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、②の選書作業についてお伺いをさせていただきます。

選書基準につきましては、開館が昭和57年でしたですかね——59年で、この選書基準が平成6年ということで、さまざま開館後、御検討いただいた中で、こういったものをつくっていただいて、スタートしたのが平成6年だということで理解をさせていただきました。この具体的な選書の体制なんですけれども、教育長答弁でさまざま教えていただきましたので、重ねての答弁になってしまうのかもしれませんが、中央館と分館との選書体制がどうなっているのか、中央で一括して選書してるのか、また分館ごとなのか、この点について教えていただければと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 現在の選書の体制についてであります。毎週火曜日に中央図書館のほうに地区館の職員も全員集まりまして、そこで3班に分かれまして選書作業を行っております。そういう状況ですので、館別の選書ということではございません。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） この選書する人員、集まっていたということなんですけれども、正規の職員の方、嘱託ではなくて当然正規の職員の方で、司書資格を持っていらっしゃる方がやってらっしゃるのかなと思うんですけれども、これ何年ごとに交代するものなんでしょうか。例えば課税課にいて、図書館にまた異動してきてすぐ携われるような体制なのか、やはりその現場を積んで、司書資格も取っていただいてやるものなのか、そういった点、選書する人員の方がどういった人員なのか、何年ごとに交代するものなのか。また、これは杞憂かもしれませんが、人がかわることで収書の方針とか収書されるタイトルとか、ぶれることがあるのか、この点について御確認をさせていただきます。

○中央図書館長（當摩 弘君） 選書の何年ごとに交代するののかという御質問ですけれども、選書につきましては正規職員全員で行っておりますので、経験の浅い職員も、この3班に振り分けた中で経験を積んでいただくようにしております。その際は、特に司書の資格、有無については関係なく作業しております。そうしたことから交代ではなく、全ての職員は選書から外れることはないという状況です。また、カウンター業務等につきましても全職員が携わりまして、選書に反映できるように努めております。こうした方法をとることによりまして、収書の方針がぶれることのないように努めているところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） この選書の際には、定められてる基準につきまして確認をされると思うんですけれども、この確認というのは、その図書館に配属された時点でしっかりと学んでいただいて、選書に当たっていただくということ、それを折々確認することもあるのかどうか、この点についてはいかがでございましょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 選書の内容の確認ということでございますが、こちらは選書基準、東大和市區図書館収集及び除籍の方針というものを定めておりますので、その中におきまして出版状況を十分把握しまして、特定の分野に偏重しないように蔵書構成等、配慮しているところなんですけれども、こちらにつきましては一応、最終的には中央図書館長の決裁をとるような形で確認をとらせていただいております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 聞き方が悪かったと思うんですけども、その選書基準というものが図書館にあって、それを職員の方が都度ごとに確認をする機会がちゃんと設けられているのかどうかということ、済みません、お聞きしたつもりだったんですけども。済みません、その点についてはいかがでしょうか。その配属されたときに確認をして1回で終わるのか、都度ごとに何かしら機会があって、そういった選書基準を確認するような機会を設けておられるのか、この点についてだけ確認をさせていただければと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 選書基準についてでございますけども、職員全員が選書に当たってるわけですけども、この臨むに当たって、職員がそれぞれ、この選書を学習し、それを念頭に入れた上で、この選書に当たりますので、それぞれの職員の学習というんでしょうかね、それぞれ学習した上で選書に臨んでいるということでございますので、それぞれ選書するときには、当然その場の確認もあるでしょうけども、それぞれ職員が頭の中に入れて選書に臨んでるところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

その選書の具体的な方法なんですけれども、例えば仕入れる書店なり卸なりから新刊の情報がどきっと送られてきて、それをチェックしていくのか、また見計らいみたいな形で実際本を手にとって検討するのか、この点についてはいかがでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 職員は日ごろからのカウンター業務や電話等で利用者と対話し、資料の貸し出しですとか返却、問い合わせ、フロアワーク、配架、整架等を通じて東大和市立図書館の蔵書構成等、全員で勉強するような形で努めているところでございます。その収集の方法ですけれども、一番多いのが見計らい選書というようなことで、週に1回、その前日までに発売された本のうちの一部分が、見計らい資料というような形で契約事業者のほうから配送されてまいります。職員は、それを3班に分かれたそれぞれの分野を主に担当しながら、見計らいで来た資料に目を通していきまして、現在の蔵書ですとか利用者のニーズ等も考慮しながら、資料を評価していくというような作業をしております。一通り目を通し終わった後で、各選書班ごとにもう一度集まりまして、自分の見た本について話をしながら購入するかどうかを判断していくような作業をしております。分野のわかりづらいような本につきましては、他の選書班の意見を聞きながら作業を進めるような状況です。見計らいということで回ってこない資料につきましては、新刊情報のリストなど事前に確認しておきまして、著者名等で明らかに購入するものについて、あるいは現物を見たいものなど、印をつけといたものを再度選書班の中で読み合わせなどしながら、確認をしていくというようなことをしてございます。そのほかにも、購入方法としましてはリクエストによるものですとか政府刊行物、あるいは出版社からのチラシや書評に載ったものを確認する。そのほか、出版社が直接図書館のほうへ持ち込んだものを、そういったものをまた見まして、それで選書していくというような作業を具体的にはしております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

続きまして、購入する分野に偏りがいいのかどうかということ、これ偏りないんでしょうけども、例えばベストセラーだけたくさん買ってしまった、例えばそういったことがないのか、文学だけ多くて自然科学が少ないとか、またその逆だとかということがないのかということ、例えば他の自治体で以前、図書館員が自分の思想信条にそぐわないと思われる図書を勝手に廃棄したという事例があったように聞いてるんですけども、

選書に対してはこうした館員の方の特定の考えが反映されるおそれがないのかどうか、念のためお聞かせいただければと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 購入する分野の偏りという点ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、東大和市立図書館図書収集及び除籍の方針というものを定めておりまして、こちらの中に出版状況を十分把握し、特定の分野に偏重しないよう蔵書構成等に配慮して図書を収集するというふうに定めておりますので、偏りのないよう配慮しながら選書しているというような状況です。

それと、他の自治体の中で恣意的な廃棄というような事件ございましたが、東大和市におきましては選書につきましては複数の職員で、合議で行っているというようなことと、それからまた除籍につきましても、担当者が引き抜きをしたものを他の職員ですとか、あるいは係長が確認しまして、最終的には中央図書館長の決裁ということで除籍をしております。そういった意味から、個人的な恣意での行為にはならないよう配慮しているという状況です。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

続きまして、市民からの希望で購入する図書があると思うんですけども、それが年間何冊ぐらいあるのか、その決定がどのようになされているのか、その妥当性は誰が判断をするのかということをお聞かせいただければと思います。

また、年間予算のうちでそういった市民からの希望で購入する図書に、どれぐらいの予算が割かれてるのか、この点についてわかりましたらお聞かせいただければと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 平成27年度の内容となりますけれども、市民からのリクエストで購入する図書につきましては、3館全体で約19.3%、冊数ですと年間約3,100冊となります。その決定につきましては、市民から相談を受けた際に、自館に図書がない場合には市内の他の館で蔵書を確認いたしまして、市立図書館にないような場合には都立図書館ですとか、他の自治体への蔵書検索というようなことで探してまいります。そして、入手に時間がかかりそうな場合ですとか、あるいは市の収集方針に適合するような図書につきましては、市のほうで直接事業者のほうへ発注をかけて、利用者のほうへ提供するというようなことを行っております。その妥当性の判断ということになります。最終的には購入伺い票により、中央図書館長の決裁を受けて対応しております。

図書館で選書するものの予算とリクエストによる予算との割合につきましては、大まかですけれども、選書で約8割、リクエスト分を2割程度で予定しておりまして、27年度の購入額ということで御紹介しますと、選書で2,794万円、約ですが。リクエストでは、約515万円というような状況になっております。

以上です。

○社会教育部長（小俣 学君） 市民から希望購入図書の分野についてどういうものが多いのかということでございますけれども、平成27年度の実績では文学が60%、社会科学が10%から15%、歴史・地理が10%、あとその他というふうになってございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

市民の希望にできるだけ応えていただいているということで、確認をさせていただきました。

続きまして、この選書基準についてなんですけれども、文書化されて図書館では拝見できるようになってる

ようでございますけれども、例えば他市におきまして国分寺市とか東村山とか東久留米などを見ますと、図書館のホームページでいつでも、自宅にいても検索して確認をできるというような状況でございます。東大和市におきましては、ホームページ上での公開がなされていないようなんですけれども、なぜなされていないのかということと、また今後、ぜひともこういった廃棄基準も含めまして公開して、市民がいつでも確認できるようにしていただきたいというふうに思っているんですけれども、この点につきましてはいかがでございましょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 市の選書基準についてでございますけれども、これには先ほど申し上げております東大和市立図書館図書収集及び除籍方針と、あと東大和市立中央図書館選書における判断基準、この2つがございまして、いずれも文書化をしております。その2つにつきましては、ホームページでは公開はしていませんが、カウンターの窓口にて備えておまして、希望される方には閲覧をしている状況でございます。

この理由なんですけれども、ちょっといろいろ調べてみたんですけども、詳しいことはわかりませんでした。ただ、平成15年の7月1日にホームページを開設しておりますが、この当時、近隣市のホームページを参考に判断して対応したものというふうに考えております。その後も、特に選書方針等については利用者からの問い合わせ等もなかったため、現状の取り扱いとなっております。そのことで、作成時期は平成6年の5月でございますが、その後の改正はしてきておりません。この内容につきましては、既にもう20年以上経過しておりますので、一部見直しが必要な部分もあるというふうに承知をしております。今後につきましては、その見直しをした後に、ホームページへの掲載を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

ぜひとも古くはなってる、見直しする部分もあるというような御答弁いただきましたので、ぜひとも時代に即した形で基準も少しずつ変えていきながら、しっかりとまた市民の皆様に公開して、ホームページ上でも見れるようにということで、お努めいただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

選書された書籍につきましては、本市として妥当なものなのかどうかは、中央館長が責任を持って決裁するというので、教育長答弁で御理解させていただきましたので、しっかりとまたこの選書につきましては、常日ごろから選書とレファレンスが図書館の生命線だということで御認識を持って運営に当たっていただいておりますので、緊張感を持ちながら、また幅広い収集、また公平な収集をぜひとも心がけていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、特色ある図書館づくりとしてのコレクション、文庫という話でございます。

一方で、公平に偏りなくというような教育長の答弁ございましたけれども、しかしながら本市として特色あるものを収集して公開していくということも、魅力あるまちづくりの一つなのかなというふうに思っております。特に幾つか提案させていただきたいのが、まずは本市としては今、戦災建造物のアピールに大変力を入れておりますので、平和に関してのこの戦災建造物に関しますさまざまな資料を収集して公開をする。戦災建造物コレクション、こういったものを構築していったらどうかということ。また、「日本一子育てしやすいまちづくり」ということで、子育て応援文庫というような形で、各分野に分かれている子育てに関する本を1カ所にまとめて公開するですとか、また創業支援、ビジネス支援文庫という形で、創業支援に関するものも、こういった同様な形で集めて公開していく。また、吉岡堅二画伯に関するコレクションを収集していくですとか、またことし五日市憲法に関して市長も大変御興味、御関心があるというようなことで今、政策としても進められようとしておりますけれども、それに関するような資料も収集、公開していくというような形で、ぜひとも特

色あるコレクションづくりをして、東大和市の図書館を、こういった資料を特に集めて全国から来ていただいて勉強していただいても遜色ない、そういった資料を集めてるというようなことを内外にアピールする。また、来訪者も、これで幾らふえるかはわかりませんが、そういった関心のある方にとっては東大和市というのは大変関心を持って力を入れて取り組んでいるんだなというふうに応えていく、そういった特色ある点にもなるかと思っておりますので、ぜひともこういったことを御検討いただければなというふうに思うんですけども、この点についての考え方をお聞かせいただければと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 今回、御提案をいただきましたコレクションについてでございますけれども、御指摘のとおりこのコレクションをすることで、例えば平和に関するコーナーといいますかね——とか子育てとか創業とか、そういうことを期間を決めてじゃなくて、恒常的にそういうコーナーをつくっていくというのがコレクションだというふうに理解をしているところでございますけれども、そういうことを取り組みをすることで、確かに議員の言うとおりの市を活性化して、市の内外の方に東大和市の魅力をアピールし、来訪者数をふやす手法となる可能性は十分あると思っております。ただ、その配架の物理的なスペースもございまして、どのような対応がとれていくかというのは、今後研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

ぜひとも1つならず2つ、3つとコレクションができればなと思っておりますし、また中央館には、例えば健康、保健センターに来たお母さん方が図書館にその足で寄って見れるような、そういった子育てコーナーとか、商工会に寄った方が図書館に寄って見れるようなコーナーがあるというようなことですか、また戦災建造物を見て桜が丘の図書館に行って、そういった資料に当たるという形で、分散してでもいいので、ぜひともそういった形で利用の便に供していただければなというふうに思います。この分散してコレクションをとということにつきましては、御見解ございましたらいただければと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） このコレクションを中央と地区館に分けてできるかということでございますが、技術的にはそれはできるというふうに考えております。それに伴いますけれども、どこまで収書をするとか、その数によって対応の仕方も変わってくると思っておりますので、その辺もあわせて今後研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

図書館も魅力あるまちづくりの大きな柱の一つになり得るそういった分野だと思いますし、また選書につきましてもさまざまな形で御努力いただいていることも認識させていただきましたので、ぜひとも今後とも、今質問等で申し上げた点、御努力いただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3点目の将来の健全な市政運営に向けた研修等の充実について質問をさせていただきます。

まず、これまでの取り組みにつきましても、市長答弁でさまざま教えていただきました。具体的にどのようなテーマの研修であったのか、どのような職員が研修を受けられたのか、またその研究成果を市としてどう捉えているのか、受けた当事者の感想はどのようなものか、こういった点についてお聞かせいただければと思います。

○職員課長（矢吹勇一君） 昨年度実施した研修のテーマについて申し上げますと、地方財政制度についてですとか財政危機、また政策課題研究、あるいは住民協働についてといった研修に参加しております。また、受講

した職員につきましては、入職5年程度の若手職員や新任係長、新任課長など、さまざまな職層でありました。それと、受講者の感想としましては、日ごろの仕事上では得られない知識や経験を得ることができた。あるいは仕事の取り組みへの意識を高めることができたといったものがございます。こうしたことから、研修成果としましては職員の能力向上に効果があったというふうに考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） そうした研修の取り組みというものを、どのような考えで取り組まれておられるのか、必要だから積極的に可能な限りやっつけようと思っておられるのかどうか。この点、端的で結構でございますので、教えていただければと思います。

○職員課長（矢吹勇一君） こうした研修では、それぞれの専門分野の研究者ですとか実務家が講師となりまして、最先端の知識とかノウハウを習得することができます。こうしたことは、仕事へのモチベーション向上など知識の習得に効果がありますので、今後もできるだけ研修に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） その研修の新たな手法の一つとして、S I M2030というものを取り上げさせていただいておるわけでございますけれども、この「2030」というのは2030年ということでございます。一つの大きな区切りとして捉えられておるそうでございます。これ開発した熊本県の職員の方が、「熊本大学政策研究」という雑誌の第6号でレポートしておりまして、その中でも述べられてるんですけども、2025年から、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となって、2030年には3人に1人が65歳以上の高齢者となるというふうに予測されておりまして、今後も地方自治体においてはますます少子化が進んで、社会保障費を初め各分野における財政運営に大きな影響を及ぼしていくと、こういうことが念頭にあると。その中で、人が減り、税収が減る。しかし、自治体の大きな仕事である社会保障に関しては、支出がふえ続けるであろうと予想されると。厳しい自治体経営が将来待ち受けているという危機感を、多くの市職員も共有しておられるというふうに思います。こういった大きな時代の変化を前にして、それに対して今からしっかりと、この若手職員を中心として、それに対してどう取り組んでいくのかというのを研修で学んでいく、経験していくというのが、この「S I M2030」だというふうに考えております。これにつきまして、この研修制度が出てきた具体的な背景、経緯を御存じであれば教えていただければと思います。

○職員課長（矢吹勇一君） 今御紹介ありました「S I M2030」でございます。熊本県庁の若手職員が開発したということで聞いております。今後の財政危機、2030年に向けた高齢化社会による財政危機に向けて、自治体職員が、特に若手職員がそれを、危機をどうやって、その自治体運営で乗り越えていくかということについて、体験するということができるという、そういうプログラムとして、現在、全国的にだんだんと広がってきているというふうに理解しております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） そうなんです。これでまた経験した若手職員の方から言わせますと、上司の気持ちがよくわかったというような感想が、部長がどれだけ大変かというような感想が聞かれたというような話も聞いてございまして、今いる若手の職員の方がこの壇上に座られるような時代になったときの課題に対して、どのように対処していくのか、決断していくのかということ今から訓練していく。非常に有用なシミュレーションゲーム、研修ではないのかなというふうに思っております。これに対して本市としては、どのような感想、考えを持っておられるのかということと、やはり私としてはこういったすぐれた研修制度につきましては、職

員間での取り組みに加えまして、市民を交えた形で市政運営、まちづくり、財政の課題など、市民と行政とが同じ目線に立って、同じ共通認識をつくっていく、基盤をつくっていく、そういった取り組みとして進めていってほしいと思うんですけども、この点についてはいかがでございましょうか。

○総務部長（広沢光政君） SIM2030の関係でございます。

1点目の関係でございますが、今回このSIM2030については、先ほど担当課長のほうからも御答弁申し上げたとおり、体験型のシミュレーションゲームということでございまして、まず体験してみることが理解の早い道だというふうに考えておりますが、残念ながら我々担当者がまだ体験した者がございません。具体的にどんなものであるかというのは、臆測でしか今わからないところでございますけれども、インターネット等を通じてのSIMの参加者の感想を見ますと、限られた時間の中で判断をしていくことの難しさ、先ほどありましたけれども、そういったものを痛感したとか、ビジョンを持つことによって仕事がしやすいことに気づいたなど、参加した人の多くが、いい体験ができたというようなことで考えているようでございます。

その2点目の市民を交えてのSIM2030の実施ということでございますが、このSIM2030につきましては、やはりゲーム感覚で深い知識がなくても参加できるという点では、市民の方もすんなりと入ってこれる、そういった研修じゃないかなというふうに考えてございます。そういった中で、市民の皆様にも限られた資源を配分していくことの難しさですとか、そういったものを行政職員だけでなく、市民の皆さんも体験していただけると。また、行政職員側にしても、市民の皆様も持っている価値観ですとか考え、こういったものに触れることができるというような効果が期待できるのではないかなというふうに考えてございます。

いずれにしても、将来的にさまざまな可能性のある研修プログラムだなというふうには考えてございますので、今後その活用方法などについては、まず体験することが第一ですが、研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

大変高く評価をしていただけたというふうに受けとめました。公明党としては、これまで災害に関しましてDIG、HUGというようなものを市内の各所で行っていただいております、これも推進をさせていただきました。やはりあらゆる世代の方々が参加して、疑似体験ですけども、さまざまな経験を積むことができる、これは非常に大きな成果を生むものであろうというふうに考えております。このSIM2030につきましても同様であるというふうに考えております。また、このゲームの特徴は対話型のシミュレーションゲームだというような、プログラムだというようなこと、これ非常に大きな点だというふうに思います。これに関しまして、地方財務という雑誌、2015年8月号に参加された福岡市の財政局財政部財政調整課長の今村 寛さんという方がレポートを寄せておられるんですけども、限られた時間と限られた情報だけで、全員参加の対話で結論を得るとするのは、相当な意思疎通能力、すなわち語る力と聞く力が必要になり、ふだんそういう場に居合わせない行政職員にとっては、格好の訓練の場になると思われるということで、その効果も高く評価してございます。さまざまな情報を収集していただきながら、特に若手職員の方の今後のスキルアップを目指しまして、また市民と市と共通認識をつくり上げていく、同じ目線に立ってまちづくりを進めていく、こういった観点に立ってぜひとも導入に向けて御検討を進めていただければなというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（押本 修君） 次に、19番、東口正美議員を指名いたします。

〔19番 東口正美君 登壇〕

○19番（東口正美君） 議席番号19番、公明党の東口正美です。通告に従い、一般質問させていただきます。

1番として、視覚障害者への代読・代筆支援サービス、大活字利用について伺います。

平成28年4月1日に施行された障害者差別解消法では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国や行政機関、地方自治体及び民間事業者における障害を理由とする差別の解消を目的としています。東大和市では、この法律に基づき、地方自治体においては努力義務である対応マニュアルをいち早く作成されています。このマニュアルの中には、障害者差別解消法が求める合理的配慮の提供についても示されています。

そこで、お伺いいたします。

①視覚障害のある方への行政サービスの提供における合理的配慮について伺います。

アとして、現在、当市で行われていることをお聞かせください。

イとして、代読・代筆サービスはどのように行われているかお聞かせください。

ウとして、職員や福祉関係者及び市民を対象に「代読・代筆支援基礎講習会」の開催は有益だと考えますが、いかがでしょうか。

②として、大活字の利用について伺います。

全盲や弱視を含めた視覚障害の方は、統計的には日本全国で約30万人いると言われております。そのうち、点字を読める方は1割だそうです。一方、日本眼科医会の推計によると、高齢や弱視などによって読み書きや読書に困っている人は164万人を超すと言われています。こうした人たちの役に立っているのが大活字であり、大活字とは一般的に使われている約3ミリ画より2倍から3倍大きな文字を使う。また、場合によっては読みやすいように黒の背景に白文字を使い印刷されています。

そこで、アとして、現在、当市で大活字活用はどのようになっているかお聞きします。

a、図書館においては、どのような取り組みがされていますか。

b、個人での大活字本購入についての補助はどのようになっていますか。

次に、イとして、視覚障害者の方に対する行政情報の提供について伺います。

a、現在の情報提供について。

b、大活字を利用した市報の発行について伺います。

次に、大きな2番、子育て支援情報の提供について伺います。

日本一子育てしやすいまちを目指し、さまざまな子育て支援の充実が図られております。その充実した子育て支援の情報は、子育て当事者にどのように伝わっているのでしょうか。子育て中の方から私にいただくさまざまな質問に対する答えは、大概のことは当市発行の「子育てハンドブック」に掲載されています。そこで、「子育てハンドブック」をお見せすると、見たことはあるけれど、そこに自分の欲しい情報が載っていることを知らないということがしばしばあり、今回の質問を行うことにしました。

そこで、①として、「子育てハンドブック」について伺います。

ア、発行の経緯についてお聞かせください。

イ、編集はどのように行われているかお聞かせください。

ウ、全体の費用及び単価をお聞かせください。

エ、子育て当事者の意見の反映はどのようになっているかお聞かせください。

オ、東村山子育て情報誌「なないろぽけっと」を参考に、子育て当事者に編集にかかわってもらうことができるか伺います。

次に、東大和市版子育てアプリ、東大和スタイルについて伺います。

このアプリは、平成28年3月に配信が開始されました。他の自治体でも、自治体ごとに工夫を凝らした子育てアプリがつくられています。子育てアプリは、現代の子育て世代のニーズに応えるため、必要な取り組みであると考えます。

そこで、②として、東大和スタイル（子育てアプリ）について伺います。

アとして、「子育てハンドブック」の内容の反映はどのようになっていますか。

イとして、市報や公民館だよりなどに掲載されている子育て情報は反映されていますか。また、反映することはできますか。

ウ、予防接種など個人へのお知らせはどのようになっていますか。

エ、電子母子手帳や電子お薬手帳などとの連携についてのお考えをお聞かせください。

次に、③郵送による個別通知について伺います。

郵送による通知は、より個人に向けて手続が重要かつ必要と思われる情報の提供に使われているものと思われる。

そこで、アとして、現在、行われている郵送による通知にはどのようなものがありますか。

イ、通知を送る際、子供の年齢に合わせたサークルや催しのお知らせなどを同封することができるかお聞きします。

ここでの質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔19番 東口正美君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、視覚障害者への行政サービス提供における合理的配慮の実施状況についてであります。平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、国や地方公共団体等において、障害のある方への合理的配慮の提供が義務づけられました。市では職員対応マニュアルを作成し、障害種別ごとに窓口での配慮、通知やパンフレット配布での配慮、会議やイベントでの配慮等について具体例を示して各部署において対応することとしております。

次に、代読・代筆サービスの状況についてであります。現在、市では視覚障害者に対しまして代読・代筆に特化したサービスは提供しておりません。視覚障害者が居宅におきまして郵便物の確認や書類の記入等が必要な場合には、障害福祉サービスの居宅介護として、ヘルパーを派遣して代読・代筆の支援をすることが可能となっております。また、市の窓口などにおきましては、同行したガイドヘルパーが代読・代筆を行う場合もあります。

次に、代読・代筆支援基礎講習会の開催についてであります。視覚障害者への代読・代筆支援は、居宅介護ヘルパーやガイドヘルパーによって行われているところでありますが、障害者差別解消法により積極的な合理的配慮の提供が求められるようになっておりますことから、今後、調査研究をしてみたいと考えております。

次に、大活字の利用についてであります。市立図書館におきましては細かい文字を読むことが難しい方のため、昭和59年の中央図書館開館当初から大活字本の配架を行っております。利用状況と詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、個人での大活字本購入における補助についてであります。市では視覚障害者用図書給付事業により、大活字図書、点字図書、録音図書の給付を行っております。1人、年間6タイトル、または24巻を限度として、一般図書の購入価格相当額を負担することで給付を受けることができるようになっております。

次に、視覚障害者への行政情報の提供についてであります。基本的には各部署による対応となりますが、市報、公民館だよりは録音図書として希望者に配布しております。各部署で発行するパンフレット等につきましては、必要に応じ音声コード入り文書や録音図書として作成するよう努めております。なお、大活字での行政情報の提供は現在のところ行っておりません。

次に、大活字を利用した市報の発行についてであります。現在のところ行っておりませんが、今後の研究課題であると認識しております。

次に、子育て支援情報に係る「子育てハンドブック」についてであります。市では平成11年度から子育て支援に関する情報を集約し、手軽に活用していただけるよう「子育てハンドブック」を配布しております。編集につきましては、子ども家庭支援センターの職員が各関係機関等からの原稿を取りまとめて編集作業を行い、おおむね2年から3年ごとに発行しております。費用及び単価につきましては、平成27年度に発行したハンドブックの作成総額が57万9,960円、税込み単価が約193円となっております。

次に、子育て中の皆様の意見の反映についてであります。「子育てハンドブック」を見た方々からの感想や子ども家庭支援センター主催の事業に参加していただいた子育て中の皆様から寄せられた御意見等も踏まえ、研修を行っております。

次に、子育て中の方々が編集にかかわることについてであります。東村山市におけます子育て情報誌につきましては、子育て中の方が子育て情報誌作成講座、全10回を受講しながら、子育て情報誌の作成を行う形式と伺っております。市におきましては、講座の開設や運営体制等を含め、「子育てハンドブック」編集に関する実施体制等の課題がありますことから、他市状況等を参考にしながら、よりよいものができるよう調査研究をしてみたいと考えております。

次に、東大和スタイル（子育てアプリ）内におけます「子育てハンドブック」の内容の掲載状況についてであります。アプリ内におきましては、子育て情報として子育てサービス、各種手当、母子保健事業などの項目があり、「子育てハンドブック」の内容をおおむね掲載しております。

次に、市報や公民館だよりなどに掲載されている子育て情報の反映についてであります。アプリ内におけます子育て情報は市報や公民館だよりと連動して更新するシステムとなっていないため、市報や公民館だよりの全ての子育て情報は反映できておりません。しかしながら、市報に掲載されました制度の変更などにつきましては、定期的に更新、反映しております。今後におけます子育て情報の反映につきましては、内容の重要性、緊急性などとともに、システムの対応などについて検討してみたいと考えております。

次に、予防接種など個人へのお知らせについてであります。アプリ内のプロフィール設定におきましてお子様の誕生日を登録いたしますと、各種予防接種が接種可能となる日に、通知機能によりお知らせが届くシステムとなっております。

次に、電子母子手帳及び電子お薬手帳との連携についてであります。母子健康手帳は母子保健法により紙媒体とすることが定められており、電子版は個人的記録として活用するものと認識しております。また、お薬手帳は薬物療法の安全性などの向上のため、薬局から利用者に提供されるもので、その活用の推進が図られております。アプリとの連携のうち、母子健康手帳につきましては、既にアプリ内に予防接種記録と成長曲線記録の機能を実装しておりますことから、電子版との連携は検討しておりません。また、お薬手帳につきましては、多くのシステムがあることから電子版の運用上の留意事項について、厚生労働省から通知が発出されております。このようなことから、電子版との連携につきましては、今後の動向なども含め情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、郵送による個別通知と催しなどのお知らせ情報の同封についてであります。市からの子育て世帯に対します個別通知の主なものといたしまして、乳幼児健診及び予防接種の対象の方への通知、児童手当などの受給者の方への現況届の通知などを郵送しております。健診や予防接種などの通知には、予診票やアンケート及び検体容器などを同封し、手当などの通知には制度に関する説明資料を同封しております。これらの通知の内容を保護者の皆様によりわかりやすく御理解をいただくことが必要でありますことから、催し等のお知らせなどを同封することにつきましては、混乱を招くことも想定され、難しいものと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、図書館における大活字の利用について御説明いたします。

市立図書館では、視覚に障害のある方や御高齢の方などに御利用いただけるよう、大活字本を昭和59年5月の中央図書館開館当時から蔵書しており、平成28年3月末現在、合計で3,156冊の蔵書数となっております。図書館における取り組みとしましては、ここ数年、年間50冊以上の大活字本を購入しております。また、中央図書館には拡大読書機を1台設置しているほか、全ての市立図書館に老眼鏡を備え、来館された方に御利用いただいております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 御答弁、ありがとうございました。

再質問をさせていただく前に、私の一般質問通告の1つ目である視覚障害者への代読・代筆支援サービス、大活字利用についてに係ります資料を配布したいと思いますので、議長において御許可いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（押本 修君） ただいま東口正美議員より申し出がありました資料配付につきまして、これを許可いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時44分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（東口正美君） それでは、再質問させていただきます。

今回はこの視覚障害者に対しての情報提供サービスについてということで質問させていただいておりますが、まずこの視覚障害者という方というのは、どのような障害を抱えていらっしゃる方を言うのか教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 視覚障害者についてでございますが、視覚障害にはさまざまございまして、視覚障害、それから視野障害といって視野が狭くなるような障害の方がございます。そして、等級が1級から6級までございますが、必ずしも全盲という方ばかりでなく、いわゆる弱視ということで文字等が見えづらいというような方もいらっしゃいます。それから、見え方がゆがんでしまったりと、そのような障害のある方もいらっしゃいます。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

そのように、いわゆる見える、見えないということだけではくれないというのが視覚障害かと思えます。また、人生のどの時点から、その障害を持つかということも含まれると思えます。私自身も何十年か生きてますけれども、その中で年齢とともに変わってきてることもありますし、場合によって変わるということもありますし、そういうふうにして少し視覚障害に対するイメージを大きく持っていて、イメージーションを沸かしていただきながら聞いていただければと思います。

現在、当市で行われている配慮ということでは、窓口での配慮、配布物での配慮、会議・イベントでの配慮ということを答弁していただきましたけれども、特に今回は文字情報による情報提供がされる中で、ふだん私たちは視覚からの得ている情報ということは物すごいものがありますし、それに障害を負ってる方への配慮というのは具体的にはどのようなことがなされているのか教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 職員対応マニュアルにおきましては、障害の特性に応じてさまざまな場面での配慮ということを掲げております。庁舎内での案内や誘導、あるいは窓口での対応、通知、パンフレット等での対応、それから会議、講座等での対応という中で、情報の支援という部分に関しましては、例えば通知、パンフレット等において音声コード入りや点字版、デージー版等を作成する。あるいは希望に応じて郵便物の封筒に点字シールを張る等の配慮を行うというようなことを掲げております。また、会議の資料等につきましては、会議のメンバーの中に視覚障害の方がいらっしゃった場合には、事前に可能な場合には電子データでの提供を行ったり、点字版ですとか拡大版の資料を求められた場合には、可能な限り対応を行うというような支援を行うということにしております。また、窓口においては、本人から依頼があった場合には、代読や代筆を行うような支援を行うというようなことを規定しております。

以上です。

○19番（東口正美君） 今お答えいただいた中で、音声コードつきということと、あとデージー版ということで、ここにいらっしゃる方は御存じの方も多いかもしれませんけれども、これもう少し具体的に皆様にわかるように教えていただければと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 1点目の音声コードつきの文書というものでございますが、ワードを使ったソフトで文書の一番右の下に音声コードというものを印刷をします。その音声コードには、そのページに含まれている、書かれている文字についての情報が入っております。それはパソコンでソフトでもってつくれるということになっております。そして、それを視覚障害の方が読み取るときには、専用の読み上げ装置を使って読み取るということになっております。その読み上げ装置につきましては、障害者の給付のサービスで、日常生

活用具の給付の事業というところで、給付ができることになっております。

それから、デジ版の図書というものにつきましては、文字の情報をCDの形をしたものに吹き込みまして、それをデジ版方式というもので録音を行います。それを読み取る機械が、読み上げ装置というものがございまして。そちらのほうの読み上げ装置も障害者サービスの日常生活用具の給付で、給付が可能というような形になっております。

以上です。

○19番（東口正美君） そうしますと、基本的には点字とか字を大きくしたりとか、あとは文字情報を音に変えて提供しているということだというふうに理解をしました。

続きまして、代読・代筆サービスが窓口においては行われているということと、あと答弁の中では居宅においてはヘルパー派遣によってこの代読・代筆サービスが受けられるという御答弁でございましたけれども、まずガイドヘルパーさんや、このヘルパーさんが代読・代筆についての技術はどのような形で身につけているのか教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） ヘルパーの代読・代筆の技術を身につけるということについてでございますが、まず居宅介護のヘルパー養成につきましては、身体介護や家事援助などの障害者の支援全般を学ぶ必要があるということでございますので、必ずしも代読・代筆というものが、そのヘルパー講習の中に含まれているということではないというふうに認識しております。また、一方、同行援護というサービスが、視覚障害者の方の外出時の支援を行うものでございますが、同行援護のサービスは視覚障害の方に特化したサービスでございますので、同行援護従事者養成研修において、代読・代筆の基礎知識について2時間以上学ぶということが規定されております。

以上です。

○19番（東口正美君） マニュアルの中には、この代読・代筆につきましては、プライバシーへの配慮ということが書かれております。市役所の窓口に来られる方、その視覚障害の方が、この情報を得るのに、このプライバシー保護という観点からすると、このガイドヘルパーさんが代読・代筆をするのか、その窓口対応の職員がするのかということで、どちらがこのプライバシーを保護する義務があるのかということを確認させていただきたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 先ほど申し上げましたとおり、ガイドヘルパーの業務の中には、代読・代筆というものが含まれておりますので、そこにおいて守秘義務を負うというところは課されてるというふうに認識しております。一方、窓口での職員についても、当然個人のプライバシーを守るというような義務が課されておりますので、双方において義務があるというふうに認識しております。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

今回、私はその次の質問の基礎講習会の必要性みたいところを訴えていきたいとは思っているんですけども、まずこの移動サービスにつきましては、盲導犬を使われるという方もいらっしゃると思いますので、やはりより窓口の職員に、この代読・代筆サービスの技術を身につけていただきたいというふうに思いますことと、次で取り上げていく基礎講習会を積極的に受けている業種といたしまして、銀行員の窓口の方がこの講習を受けられているというふうに伺っておりまして、それはやはりプライバシー保護があるということと、あと特に銀行の方よりも市の職員の方に求められるのは、いわゆるその支援の制度等についての知識につきまし

ては、このガイドヘルパーさんではなくて、市の職員のほうが、その制度についての詳しい知識があるということを見ると、より代読・代筆の業務を積極的に窓口の方に行っていただきたいなというふうに思いまして、この基礎講習会の有益性を今回質問させていただいているんですけれども、この代読・代筆基礎講習会について調べられていること、また事例など御存じのことがあれば教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 代読・代筆についての講習会でございますが、本市では実施しておりませんが、他市でもそれほど多くの実施例というのはちょっと確認ができなかったんですけれども、千代田区において区職員対象の読み書き支援サービスの基礎講習会を行っておるというようなことは聞いております。それから、同じ千代田区の中で民間団体の主催で代読・代筆サービスの支援員の養成の講座を行っておるというようなことでございます。それから、代読・代筆サービスの提供というような部分では、市部では三鷹市の社会福祉協議会、区部では杉並区や品川区等で行っておるというようなところで伺っております。

以上です。

○19番（東口正美君） 講習の内容についても、おわかりであれば教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 市内ではございませんが、他県で行われている講習での内容でございますが、代読の実務と読み書き情報の支援、それから視覚障害者ネットワークと読書権の保障、それから読み書きサービスについての講習、それから実際の演習として代読の技術や守秘義務の概要についての講習というようなものと、それから実際に読み書き支援の技術として、写真や図やグラフ、こういうものがなかなか説明するのに難しいというようなところで、個別的な内容での講習が行われているというふうに伺っております。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

私も確認をさせていただきました。先ほどガイドヘルパーさんたちには、2時間の代読・代筆サービスの講習が行われていると言っておりますけれども、私が御紹介してるところの基礎講習会は、前は2日間にかけてやっていたということで、今最低限でもやっぱり朝、午前10時から5時ぐらいのメニューになるというふうに聞いています。まずは、いわゆる書かれている文字を読むというだけで代読ということが成り立つかということではなくて、まずそのものが示しているものの内容、また先ほど課長がおっしゃっていただきましたように、図やグラフなど文字情報にしていくには少し技術がいるというようなこと、またいわゆる音訳の方たちというのはいらっしゃって、今も御活躍いただいていると思いますけれども、その音訳をするには準備をされながら音訳をされているようですけれども、その代読・代筆に関しましては即応性ということが求められるので、やはりそれなりの技術が必要だというふうに伺いました。

他市事例で千代田区、またこの辺ですと埼玉県坂戸市なども取り入れをされているということですが、先ほどのプライバシーの保護ということも考えますと、行政職員がこの技術を身につけていくということは、今後ますます求められる合理的な配慮ということでは有効だと思いますが、今後、本市でこの講習会への取り組みについてお考えがあれば教えてください。

○福祉部長（田口茂夫君） 市といたしましては、障害者差別解消法に基づきます職員対応マニュアルを作成いたしまして、これ他市に先駆けて的かなところもあるかなというふうに思っております。また、それに伴います職員への研修等も実施してございますので、今御提案のありました代読・代筆等のサービスにつきまして、どのような形で講習会に組み込めるのかどうか、また今議員からお話がありましたように、事例的には短いところもございますし、1日、2日というふうに日にち単位で実施するようところもございますので、その辺の

ところにつきましても今後、調査研究をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（東口正美君） さまざまなことを先駆けてやっていただいていること、よく存じておりますので、何とぞこの点につきましても、今後、お取り組みをお願いできればと思います。

続きまして、大活字の利用についてということできさせていだきたいと思ひます。

先ほど議長において資料配付をいただきましたものにつきましては、これは内閣府で出しておりますマイナンバー制度のお知らせの大活字版、視覚障害者の皆様へということで配布をされたもの。大活字といっても、どういうものが大活字なのかということで、先ほど壇上で言わせていただいたとおり、大きさが大きくなるだけなのかということもありますけれども、それもありますけれども、やはり見やすい書体、また行間、字の幅等もこのような形で配慮されていると見やすいということで、見ていただいたほうがわかるのかなというふうに思ひまして配らせていただきました。

この視覚障害者への行政情報は、先ほども言ひましたけれども、点字、そして音声によるもの、そしてこの大活字というところ、3点セットで行われることが求められているというふうに伺ひました。当市でも、点字や音声などは使われているということですが、この大活字なら、今回、私が学んだ中で一番びっくりしたのは、いわゆる視覚障害者の方の1割の方しか点字が読めない。それはやはり幼少のころから視覚に障害を持つと、その点字への訓練が十分されるので、点字というものが非常に有効なんですけれども、やはり途中で視覚に障害を負った場合などは、なかなかその点字の習得ができないということも含めて、思ひのほかどうしても視覚障害者イコール点字とか音声というふうになりますけれども、それよりもこの弱視の方たちを含めて160万人いらっしゃるという中で、この弱視という方の0.03あれば、この字が見えるということを知りまして、これはすごい、そうなんだって、字が読めるんだというふうに思ひまして、もっとこれは普及をしてもいいのではないかなというふうに思ひました。特に超高齢化社会になっておりますので、これを見て、ああ読みやすいと感じた方はいらっしゃるのではないかなというふうに思ひます。

現在は、当市ではこの大活字は利用されていないようですが、例えばホームページでは利用されているかなと思ひますけれども、このホームページでの状況を教えていただければと思ひます。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） ホームページにおけます大活字の活用ということでの御質疑でございますけれども、ホームページに関しましては、ホームページの中にごございますソフトの中で、大活字に転換をして閲覧いただくことができるような形で対応させていただいております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） さまざまICTが活用されておりますので、それがあからいじゃないかという考え方も一方ではあるかもしれませんが、やはりこのように紙ベースで、以前、他の議員の質問の中で、どういう形で行政情報を得ているかという話の中では、やはり市報、紙ベースで配られている行政情報が一番市民の方たちに手にとってもらっているということを考えますと、大活字の利用はもう少し行政の中で使われてもいいのかなというふうに思ひております。

一方、図書館におきましては、開館当初から取り組みがされているということで、現在3,156冊、年間50冊以上の購入がされているということで、充実した取り組みをしているということに驚いておりますけれども、今この大活字本につきましては、どれぐらいの利用があつて、またどのような方が主にお借りになっているのかということをお聞かせください。

○中央図書館長（當摩 弘君） 図書館におきます大活字本の利用ということですが、件数で申しますと3館全体で、27年度の実績になります。3,575冊の利用がございました。館によりまして、若干利用の増減はございますが、中央と桜が丘につきましては、それぞれ27年度と28年度の比較になりますけれども、中央のほうは約13冊、桜が丘のほうは約90冊ですね。清原のほうが約200冊ほど減っておりますので、トータルとしましては3,493冊ということで、若干減少しておりますが、このような利用状況です。

以上です。

○19番（東口正美君） どのような方がお借りになつてのかわかりますか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 失礼いたしました。利用されてる方は、御高齢の方が中心のように感じております。

以上です。

○19番（東口正美君） 今回、私自身も中央図書館に行かせていただきまして、改めて大活字の書架を確認をさせていただきました。結構なタイトル数があるということで、これも非常に感動を持って見させていただいたわけですが、年を重ねても読書の楽しみを失わずにいられるなというふうに思いましたけれども、一方、重いなというか、大きな、当然なんですけど、字が大きくなつてるので、恐らく1冊、いわゆる普通の文庫本だと1冊のものが3巻分ぐらいにならざるを得ないと思つてはいるんですけど、先ほどは高齢者の方は借りに来られてるというふうになつてはいるんですが、先ほど弱視者の方はこの字が読めるわけですよ。ただ、借りに来るのは大変なのかなというふうに思つた部分もありまして、この大活字本だけではなくて、音声図書とか点字図書はうちの図書館にあるのでしょうか。そういう音声図書などの貸し出しについては、図書館ではどのような取り組みをされてますでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 中央図書館のほうの音声のサービスですけれども、やはりデイジーの関係で音声による録音図書を貸し出しを行つております。これも27年度の実績ですけれども、774タイトルほど所蔵しております。それから、弱視者の方へ対応ということですが、こちらも御希望があれば御相談に乗りながら対応させていただきます。例えば拡大読書器なども備えてありますが、色合いによっては見やすい、見にくいということもございますので、状況を伺いながら提供できるサービスを行つていくというような状況です。

以上です。

○19番（東口正美君） 先ほどの音声図書は窓口で借りに来られるのでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 窓口、あるいは電話での問い合わせにもお答えしております。

以上です。

○19番（東口正美君） 宅配での図書の貸し出しというのは当市で行つてはいるのでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 週は、日にちは決めておりますけれども、宅配サービスを実施してございます。こちらのほうも毎回、御利用いただいておりますので、月に1回、金曜日、特定の金曜日ということで実施しております。

以上です。

○19番（東口正美君） その宅配サービスというのは、この視覚障害の方に限つてのことなのか、先ほども言いましたように、この大活字本が重かったりしますものから、その弱視の方なんか来られて持つて帰るのも大変かなというふうに思つたりするんですけど、この大活字本の宅配サービスというのは現在行わ

れているのでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 実際の数量等につきましては、ちょっと把握していない——現在、資料ないんですけども、こちらにつきましても御要望等あれば対応可能というような形になっております。

以上です。

○19番（東口正美君） この辺も、もっとPRしてもいいのかなというふうに感じます。

拡大読書器は、多分操作がなれないと文字を追っていくのがかえって難しいのかなと思います。先ほども言いましたようにICT活用によって便利になる部分もありますけれども、やはり紙ベースであることのほうが、利用勝手がいいというものはあるんだというふうに思っております。私自身もパソコンで字も大きくなりますから、将来的にそういうものを読むのに、そういうものを活用するのもいいと思うんですけども、やはり目が疲れたりとかいうこともありますし、そういうふうに思いますと、この大活字本なんかは今後、私自身も手にとっていきたいなと思うものもありますので、せっかく充実したタイトルをお持ちですので、この辺のPRもしていただければなというふうに思っております。

一方、これは個人で購入することへの補助が、東大和市ではついているということで、これも最近のお取り組みだと思うんですけども、この大活字本を購入するときの利用の仕方なんですが、私の理解でいいかどうか教えてほしいんですけども、先ほど一般購入される金額を自分が負担した場合、大活字本を給付を受けて買うことができるというふうに御答弁をいただきましたけれども、その1冊、例えば1,000円の文庫本が、大活字本にすると訳すのにもお金がかかりますし、分量が多くなるということで金額が高くなると思うんですけど、その分が給付されるという理解でよろしいでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 大活字本の給付の事業についてでございますが、議員御指摘のとおり、御自身で負担していただく金額は、その図書を一般の図書として購入した場合の相当額を御負担いただきます。それと、大活字本を作成した際にかかる経費との差額の部分について、市が助成を行うというような制度でございます。

以上です。

○19番（東口正美君） 恐らくこれは、いわゆる一般の図書を点字本に訳すときも同じ給付制度が使えるものだというふうに思っておりますけれども、これは当市では2016年、最近、点字はもともとあったと思うんですけど、大活字本への給付は2016年から行われるようになったというふうに認識しておりますけれども、それでいいのかなのか、これは国の法律がどのように変わったことによって、このように市の給付制度が充実したのか教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 市におきましては、平成5年から点字図書の給付事業を行っております。その後、この点字図書の給付の事業が障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の日常生活用具給付の事業の1つに位置づけられました。そういう中で、市の裁量というのが認められてきたわけですけども、平成27年に国から利用者の状況等に応じて柔軟に事業を実施するような方向が示されました。その中で、従前の点字図書のみならず、大活字やデジタイズ方式の録音図書等も給付できるようにというようなことが示されましたので、市においては平成28年4月から要綱を改めて対象を拡大したというような経緯でございます。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

非常に充実した取り組みをしていただいていることを感謝申し上げます。これ都内でも、まだ3区、3市、

江戸川、千代田、世田谷、調布、昭島、そして東大和という6地域でしかこの大活字も給付がついているという市はないということで、この辺も誇っていいかなというふうに思ってますので、ぜひPRをしていただきたいなと思います。

このいわゆる6タイトル、24巻までみたいな書かれ方をしてるんですけど、例えば自分が購入した電気製品の取り扱い説明書を大活字にしてもらいたいんだなんていう場合に、この給付制度は使えるのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 一般的には、市販されておるような図書等について対象にしているというような制度でございます。

○19番（東口正美君） そうかなとは思ってるんですけど、かつて点字図書につきましても、福祉課の皆様にご協力いただきまして、盲学校に通ってるお子さんが、教科書は公費で出るんですけど、ドリルが高くてねって言われて、いわゆる私たちも普通に教科書は学校から給付されますけど、計算図書とか漢字図書、ドリルなんというのは親が負担で買ってるものが、実はそれを点字版で買うと毎年1万5,000円とかかかるというふうに聞きまして、御相談させていただいて配慮していただいたことがございますので、必ずしも文学作品だけが活字になることではなくて、その方が望まれることが大活字になることで、その方の生活を豊かにするということはあり得るのかなというふうに考えますと、この辺もまだ具体的な事例が起きていないので想像の範疇を超えませんが、そういうことも含めて、この大活字の利用というのは、今後、取り組みを充実していくと、他市に既に先駆けてさまざま取り組みをいただいている中で、また御考慮をいただければなというふうに思います。

そして、続きまして、そういうふうに考えますと、市報を大活字で出せたらいいなと思いつつ、今この市報につきましては録音図書、録音したものが音声として配られているというふうに伺っておりますが、これは何件ぐらいの御利用があるのか教えてください。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 市報の音声版のお話でございます。現在、声の広報ということで対応させていただいておりますけれども、現在の御利用いただいている件数につきましては23件でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） どれぐらい費用がかかるものなのでしょうか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 声の広報の発行にかかります経費でございますが、平成29年度当初予算で見積もりをさせていただきました経費で申し上げますと、声の吹き込みに関します委託料の部分、それから配達にかかる委託料の部分、あとはメディアとしてCD等を用意させていただく消耗品等もございまして、総額で年間34万円ほど、33万円ほどの予算が必要となっております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうですか。今回ちょっと大活字、市報でつくとどれぐらいか、ちょっと試しに出してもらったら、これよりちょっとお金かかってるんであれなんですけど、先ほど言ったように、さっきの皆様にご配付した字の大きさが多かったら多くの方が読めるということ、今後、考慮していく必要というのは、高齢化社会ということもありますし、あるのかなというふうに思っております、この先の研究課題になると思いますけれども、市長、ぜひこの大活字、見やすいなと思うんですけど、市報からとは言わず、できるだけ多くの方に知ってもらおうというときに、御利用いただければなと思いますが、市長の御感想をいただければと思うんですけども。

○福祉部長（田口茂夫君） 大活字本というところだけではなくて、市民の皆様には適切な情報を届けるという

ことは大変重要だということで、我々も認識はしてございます。今議員のほうから何度かお話もありましたICTの活用というところもさまざま進んできておまして、しかしながら視覚障害だけの方ではなくて、冒頭、年齢とともにというふうなお話もございました。ただ、高齢者の方々に関しましては、情報リテラシーということで、なかなかスマホも含めてパソコンというのも使いにくいという方も、中にはおられるということも十分承知はしてございます。今後どういった形で情報提供ができるかというところにつきましては、時代の動きとともに、そういったところは日々研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

今回、私はその大活字というのを見て、感動がありましたので、何らかの行政の中でも有効に活用いただければというふうに思ってますし、また代読・代筆につきましては、今、一重、この理解を深めていただけるとありがたいというふうに思っております。多くの職員の方たちが身につけられるといいなと思うスキルであると思いますので、今後また御検討をいただければというふうに思います。

続きまして、2番の子育て情報の提供について行わせていただきます。

「子育てハンドブック」につきましては、先ほど壇上でも申し上げたとおり、すてきにできていて情報も満載なんですけれども、なかなかこの利用がされていないということで、もう一度、このハンドブックができてきた背景のあたりからお聞かせいただければと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 「子育てハンドブック」ができてきた背景ということでございますけれども、平成10年度まで子育て関係の情報を集めました一覧表を資料にしたものを、ホッチキスでとめたものを皆さんにお配りしておりました。そちらですと、なかなか中を見ていただけないという状況でしたので、できればもうちょっと見やすいカラーのもの、持ちやすいものということで考えていましたところ、平成11年ですね、国の少子化対策臨時特例交付金というものを活用することができまして、現在に近い形の「子育てハンドブック」を発行して、そこから何年かに1度ということで、これまで10冊発行してきたところでございます。

以上です。

○19番（東口正美君） いずれにしても、手にとってもらいたい、見てもらいたい、見やすくなってもらいたい、知ってもらいたいという思いからスタートをしておりますけれども、今この「子育てハンドブック」はどのようなときにお母様たちに配られているのでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 市役所の子育て関連窓口や施設等に置いていただきまして、希望する方に随時配布をさせていただいております。また、保健センターで妊娠届を提出されるときに必ずお渡しするようにしております。特に子育て世帯へ戸別配布等とは行っておりません。

以上です。

○19番（東口正美君） 手渡しをしてるのは、その母子手帳の配布のときなわけですよね。妊娠がわかっただというところからスタートするハンドブックになってますので、なのにこの認知度が低いのはどのような理由だと思われませんか。

○健康課長（志村明子君） 「子育てハンドブック」は、母子手帳をお渡しするときに一緒にお渡ししておりますけれども、ほかに母子手帳と一緒に配るものに、妊婦さんの健診票だとか、あといろいろマタニティマークですとか、働くお父さんとお母さんの両立のパンフレット、あとは「父親ハンドブック」等、もろもろと配布物が多くなっていることも、一つの要因ではないかというふうに推測しております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） なので、ちょっとそこの工夫もあるかなというふうに思っ、困っているときに渡すとありがたいと思うんですけど、一遍にばんて来ちゃうと、せつくなのにもったいないというふうに、ちょっとここは研究をしていただきたいなというふうに思っているところでございます。この二、三年ごとに編集をしてるというふうに伺いましたけれども、この毎回、版を重ねるごとへの編集への工夫というのは何かされているのでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 毎回、編集をするに当たり、やはり見やすさ等につきまして市民の方から御意見をいただきましたり、あと関係機関の方からも、ここがこうだと見やすいですというようなお話をいただきますと、例えば市内の地図を入れてみたり、あと挿絵を工夫してみたりという編集の工夫を行っております。以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

そうですね、多分毎回、御苦労されながら、あと行政情報ですので間違いがあっちゃいけないということが、恐らく一番大変な部分でお気を使われながらやられてるんだと思います。さまざまな支援が充実する分、もう年ごとにどんどん変わっていくということへの配慮は十分にされているとは思うんですけども、やっぱり一方、かたいなという印象も否めないものがありまして、その辺の編集の工夫も行ってもらいたいなというふうに思っています。単価と費用につきましては、また後ほど少し触れさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほども子ども家庭支援センターなどでの御意見を踏まえということでしたけれども、それがどれぐらいの方の意見の反映なのかということをもう少し教えてもらいたいということです。特に子ども・子育て関連3法、子ども・子育て支援法になってからは、子ども・子育て会議にも当事者の人を入れてもらいたい、当事者の声を聞いてもらいたいというのは、法律に反映されるぐらい今大きな流れになっている中で、この子育てハンドブックへも当事者への意見の反映ということにもう少し重きを置いていくと、皆様に愛されるハンドブックになるのではないかなと思いますが、現在、御答弁いただいております当事者の意見というのは、どの程度の分量で受けていただけるのかお聞かせください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 平成27年版ですね、26年版と27年版を作成するときに、26年版作成のときに御意見をいただいた部分もありまして、子育てひろばでかるがもの、出張かるがもひろばというのを行っているんですけども、そちらにお伺いしたときに参加されたお母さんたちですね、あとは子ども家庭支援センターで事業を行っているときに、お母さんたちに御意見ありませんかということでお伺いしております。特に御意見いただけませんかということで、市報等で募集をしてということとは行っておりません。

以上です。

○19番（東口正美君） そのときいただいた御意見には、どのようなものがあるのでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 御意見といたしましては、やはり見やすさだと思います。たくさん同じような字が並んでいるというところでは、なかなか目に飛び込んでこないというところと、あと地図ですね、市内の地図というところでは、やはりどこに何があるかというところがわかるような形でというので、地図を入れさせていただいたというところでございます。

以上です。

○19番（東口正美君） そうですね、いたし方ない部分もあるかと思うんですけども、今回、私が次に質問で東村山の子育て情報誌をちょっと取り上げをさせていただきました。数年前から隣の市と見比べてみてよと

いうふうに市民の方からも言われていて、ずっと宿題になっていた部分でもありましたので、今回、取り上げをさせていただきますけれども、この東村山の子育て情報誌「なないろぼけっと」について、御存じのことがあれば教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 「なないろぼけっと」ですけれども、東村山市のほうで子育て総合センターのほうで全10回の講座を開かれていて、そちらのほうに申し込まれたお母さんたちが最後の成果物として皆さんでつくられている冊子ということで認識しております。

以上です。

○19番（東口正美君） 私も伺わせていただきましたけれども、もともとそういう講座があって、そこで何かをつくろうと思った時期と、この市の子育て情報誌をつくろうという時期が、その初版のときに重なってこの流れができて、今2年とか3年に一遍やられているということですが、ちょっとこの「なないろぼけっと」の編集後記というところで読ませていただきたいと思っておりますが、「時代の流れとともに子育ての環境も変化し、ニーズも多様化している中で、情報提供の量と質が求められています。この「なないろぼけっと」は平成19年に初版を発行して以来、今回が4回目の改訂となり、これまで貴重な子育て情報のツールとしてバージョンアップを重ねてきました。その都度、タイムリーで有益な情報の掲載を目指してきましたが、最大の特徴は「今、子育てに関わっているお母さん」たちの手によって作られているということです。講師の指導の下、「どんな情報が必要とされているか」「見やすさはどうだろうか」と試行錯誤を重ねながら、編集のために、暑い日や雨の日でも小さなお子さんを連れて市役所での作業に取り組んでいただいた成果がこの冊子です。日々子育ての苦勞を感じている「当事者」としての温かい心が詰め込まれています。また、この冊子は「こんにちは赤ちゃん事業」で出産でご家庭全戸に訪問されるときに配られます。たくさん情報もさることながら、ページの端々に表れている「お母さん」たちへの気持ち、子育てを応援する関係者の気持ちも一緒にお読みいただければ幸いです。この冊子が多くのご家庭で利用され、お役に立つことを願っております。」ということで、実際に編集に加わったお母様方の声も載っております、「子供が生まれ、初めての予防接種も乳腺炎になった時も、緊張しながら初めてお出掛けした時も、いつも「なないろぼけっと」にお世話になりました。新しい「なないろぼけっと2015」も誰かの役に立ちますように。」ということで、この携わったお母様方の編集後記も書かれているわけですが、実際、詰め込まれている子育て支援情報というのは、大して変わりはないなというふうには私は見えています。それが、やはりこの編集の力をかりて、また当事者の力をかりて、愛される子育て情報誌になっているのではないかなというふうに感じています。決して華美なものではなく、本当に当事者目線、生活者目線というところかなというふうには思っています。

そして、もう一つ、このこんにちは赤ちゃん事業という当市でも力を入れている事業のときに配布をされているということで、この辺も改めて赤ちゃんが産まれて一番苦勞されてるときに、いやこんなことはここにも書いてあるし、ここにも書いてあるし、あなただけじゃなくて、みんなこういう思いをして通ってきてるお母さんたちの声も載ってるしという中で渡されているということが、この愛される理由の一つになっているのかなというふうには思いますので、この辺の工夫を当市で行うことが今後できるかどうか、担当課のお考えをお聞かせください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） ただいま議員のほうからお話いただいた、例えば東村山ではこんにちは赤ちゃん事業で配っているというようなことでございましたけれども、当市では一番最初の妊娠届の御提出のときにお渡ししているということで、まずそこがちょっと違うのかなというふうには思っております。当市は、確

かにおっしゃるようにたくさん詰め込み過ぎている部分もあって、できれば全部知っていただきたいということで、最初の妊娠の届けからどんなふうにしてくださいとか、そういうところから全部入っているの、それで一番最初の段階でということでお配りをさせていただいてるというふうに考えております。

ただ、今お話いただいたように、実際に手にとって見ていただかなければ、せっかくつくっていても意味がないということですので、配る時期とか、適切な時期とか、こういった時期だったらもっと見ていただいだけそうとか、そういったところも含めてもう少し工夫をしながら関係部署とも調整しながら考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○19番（東口正美君） そうは言っても、そういう人材がいなければできないのではないかとということもあると思ひまして、ちょっと通告には間に合わなかったの、その後、調べてきたんですけど、実はやはりこういうことができるのは公民館事業だろうなというふうに私的には思っております、こんなことを隣の市でやってるけど、うちの市だったらどうかしらということ、公民館の職員の方に聞いたら、いやうちの市にも10年ぐらい前に、そういう編集の講座に来てた方がいて、その方は後にBusinessで創業支援を受けて、今フリーペーパーのライターさんになってますよと。ああ、うちの市にもこういう人材の方がいらっしゃるんだなというふうに思ひまして、またそういう方を講師に招きながら、当事者の人たちが学びながら、今後少し時間はかかるかもしれませんが、そういう温め方もあるかなというふうに思っております。公民館におきましては、若いお母様たちが力を発揮しているママ・マルシェなんていうものも、SNSを使った形でさまざまな工夫を凝らして、あれだけ人を集める力を持っている若いお母様方、当市にたくさんいらっしゃいますので、この辺の活用も、ハンドブックもお借りしてもいいのかなというふうに思っています。

続きまして、東大和スタイル、子育てアプリについていきたいと思うんですけど、この子育てアプリのことは、平成27年の第4回の定例会で荒幡議員が、できる前の段階で質問させていただいて、答弁をいただいております、そのコンセプトが、その議会で語られておりますけれども、このアプリをつくるに当たっては、ワークショップ等も行われて開発をされているということが、その議会の答弁に書かれておりましたけれども、この子育てアプリをつくるに当たっての検討、また行われたワークショップの内容等、少し教えていただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 東大和スタイルの開発に当たって行ったワークショップについての御説明でございます。このワークショップにつきましては、デジタルハリウッド大学院とデジタルハリウッドと、あと市という形で3つのところが開発にかかわるという形で行ったものでございます。ワークショップにつきましても、実際使っていただく方の御意見を取り入れて、東大和市の実情に合った子育てと環境とが統合したアプリをつくらうという形の目的で行いました。

合計、ワークショップは3回ほど行っております、1回目は平成27年10月9日に実施しまして、主に2つのグループに分かれてグループワークを行っておりますけれども、生活、文化、子育て、観光という4つのカテゴリーの中で、東大和市で不足しているものは何か、また東大和市の魅力は何かといったものをテーマにし、意見のほうを出しております。

2回目のほうは、27年11月19日に実施いたしまして、前回出たワークショップでの意見をもとに、それでは東大和の魅力の再構築するにはどんな方がいいのかっていったものを、アプリの実際機能をつけるためのアイデアとして意見のほうをいただいております。

そして、3回目のほうは、平成27年12月15日に実施いたしまして、実際のアプリの実装がイメージできるようなものをもとに、入力しやすい画面だとか、あとトップ画面の構成など、デザインとか色とかそういったものをテーマに行っております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） トップ画面がとってもかわいいんですね。うまべえが出てきて、おわんがばんとはじけて出てくるんですけど、これも「子育てハンドブック」を見せた後にお母様たちに見せると、そんなのああるんですねっていうふうに言われるんですが、現在これダウンロード数ってどれぐらいあるかわかりますか。

○健康課長（志村明子君） 子育てアプリの現在のダウンロード数ですけども、平成28年度につきましては1,303件ございました。配信当時の延べ件数は1,650件という形となっております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうすると、当市は大体700人から800人ぐらいが毎年産まれてるので、2年間ぐらいなので、産まれた数ぐらいは、この2年間でダウンロードされているのかなとは思っているんですけど、案外、若いお母様たちに見せると、知らなかったって言って喜んでびっくりをしてくれてるんですが、このこと、このアプリの開発についてはさまざまな御意見を皆で集めながらされたというふうなことを伺いましたけれども、「子育てハンドブック」の情報については、おおむね網羅されているということでございますが、観光事業と、この子育て事業と一緒にやろうというふうな発想になったということは、どの辺なんでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 当初、健康課のほうでは予防接種をお母様方に受けていただくためのツールとして、予防接種のモバイルサービス事業という形で事業を計画しておりました。予防接種につきましては、実際した後の管理が、そのモバイルサービスだと十分できないというような欠点なども把握しまして、予防接種を予約をした、また実施した次のものはどれかといったような形で、実際有益的な予防接種の管理はやはりアプリを使わないとだめだというような形で、アプリの方向のほうで修正したものでございます。同じ時期に産業振興課のほうで、観光のアプリを当初から予定しておりましたので、それぞれのアプリがあってもいいんですけども、それぞれ子育てのお子様たちにも市内に出させていただいて知っていただくというためには、統合したアプリが東大和市の一つの特色となるのではないかなというようなことで、統合したアプリを進めるという形になった経緯でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。御努力、御苦労いただいたというふうに理解をします。

ただ、やっぱりかたいんですね。お店の紹介なんかもされてるんですけど、市がやることだから平等にやらなきゃいけないということなのか、お店の玄関の写真は撮ってあるんですけど、そこで何が売ってるのかとか、本当は店内の様子を見たほうが行きたくなるんじゃないかなとかって思うんですけど、その辺もどうしてもこのハンドブックと同じようなかたさを感じ、うまく表現できないんですけど、もう少し今のこれだけ毎日、SNSを使っている人たちが魅力を感じるというところに行くのには、一工夫、二工夫されてもいいのかなという、この辺も感じているところでございます。

一方、この市報や公民館の子育て支援とか行事のことは、連携していないというのは非常に惜しいと思うんですが、この辺は今後やれる余地というのはあるんでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 現実、今議員からお話がありましてとおり、なかなかそこができていないということで、今年度、そのお知らせを、こちら側からプッシュをするというふうなところの改善を今計画をしてござ

いますので、全てができるかどうかというところはなかなか難しいところではございますけれども、そういったこちら側からのお知らせのツールを実装できた状況におきまして、またその内容も少し精査をさせていただきながら、少しそこは工夫を加えてみたいというふうには考えております。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

イベントもたくさん魅力的なものがされておりますし、主催者側は1人でも多くの方に足を運んでもらいたいなって思いもあると思いますので、ぜひせっかくできたアプリですので有効活用、願えればと思います。

一方、当初、最初に目的としていた予防接種の管理と、この母子手帳機能、電子お薬手帳のことということも書かせていただきましたけれども、予防接種のことに関しては予約また実施、次のお知らせということでもしっかりとしたシステムになっているのかなというふうに思っています。一方、母子手帳ということで、お母様の管理もできれば同じような仕組みでできないのかなというふうに思ってるんですけども、妊娠中の体重管理等は子供の成長曲線と同じぐらい妊婦の方の健康を守るために大事なものですし、また産後のケアについても、やはり産んでみなければわからなかったことというような心配事等もありますので、お母様へのこのアプリでの産後ケアのような、また妊娠中のケアのような開発というのは、今後考えられておりますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 今議員から御提案のあったお母様の体重管理等についての新たな機能の追加については、現在のところ考えてございません。ただ、今年度は歩数計と消費カロリーの計算の機能の追加を予定しておりますので、そういったことの御利用状況なども含めながら、今後の新たな機能については、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） どうしても子供を産んだ後は子供のことへの興味が、興味というか、その関心で、我が身を振り返ることもだんだんなくなって、お母様方の健康のためにも有効なアプリになってもらえればなというふうに思います。

また、一方、お薬手帳につきましては御答弁いただいたように、まだ世の中的に体制が整っていないのかなという部分を感じてはいます。また、荒幡議員のときには健康手帳にならないかみたいな質問もさせていただきましたけれども、これも今後、世の中全体の動きの中で求められてくることかなということは思っています。ただ、かつて外国で出産をされようとされた日本の女性の方が、この薬歴等が日本だときちんと残ってる仕組みがなくて苦労されたというお話を聞いたことがありまして、なかなか自分の健康のためにやろうというのは難しいんですけども、もしかしたらお母さんが赤ちゃんのために最初から記録をとるというようなことができるのと、将来的に多くの方たちの健康に寄与するようなものもできてくるので、この母子手帳の機能をアプリの中で充実していくに当たって、先ほど言ったお母様の健康に対することとか、また産まれた後の赤ちゃんの病歴とか、あと薬歴とかが残っていくようなものが開発されると、さらにいいアプリになるのではないかとこのように思っておりますので、この点の御検討もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員から御紹介がありましたそういったものにつきましては、民間の事業者におきましても、さまざまいろいろ開発がされているというふうには聞いてございます。一元管理的なものが国などにおいてされれば、そういったところの連携はしやすいというのが、行政側の通常の動きということになってございます。そういったことで、市民の方々がどういったアプリを使われるかということも、なかなか難しいというところもございますので、今後の動きも含めて、当然、市民の方々にそういった、この時代の流れ

でございますので、電子のデータで一元管理ができるといいなという、その御要望に関しましては十分理解はできるところでございますので、そういったところも含めまして今後さまざまな情報収集に努めまして、検討は加えてみたいというふうに考えてございます。

以上です。

○市長（尾崎保夫君） やっとあれですけども、私自身、今自分の体重とか、もう3年以上になりますかね、体重、それから体脂肪だとかいろんな毎日記録をしてますけども、やはりそのときそのときの体重の変化だとか、そういうふうなものは、やはりいろんなところに影響してるかなというふうな思いもございますんでね。そういった意味では、母子ということですからね、母親の体重とかそういった基本的な項目については、セットでもいいかなという感じはします。東大和スタイルの中に取り込めるかどうかということは別にしまして、そういうふうなものを持っていただくということは、母子というか、お母さんという意味合いだけではなくて、それ以外の健康という意味で東大和の多くの市民の方がそんなものを意識してもらえるようになれば、一番いいかなというふうに思います。だから、もっともっと広い意味で考えていく必要があるかなというふうにも思っているところです。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。楽しみにしていたと思います。

最後、この通知、郵送による通知ということで健康課、また子育て支援課等では、毎年いろんな形で通知をされていると思います。この質問に至ったのは、さまざま情報が提供されている中で、子育てをしてお母様たちが、この情報、こういうふうを書いてあるけど、これって私、該当者なのかしらって思って参加をちょうちょされてるという声があって、いわゆるその予防接種とか、そういう個別の通知の中に、あなたはこの対象者ですよということを教えてくれたら踏み出せるのという御意見があったこともありまして、今回この質問をさせていただいたんですけれども、なかなかこの行政側からはたくさんの、また大事な抜けてはいけないことを通知するのに、複数のもが入ると混乱のおそれがあるということで難しいという御答弁でございました。

要は1番目の視覚障害者への行政情報の提供も、またこの「子育てハンドブック」や東大和スタイルも同じだと思うんですけれども、いい行政サービスはあるわけで、それを一応行政側としては教えている、お知らせしてるというふうに、提供しているというふうに思って一生懸命取り組んでいるけれども、じゃ一歩受け手の側になったときに、もう一工夫されてたらわかるのってということが、大活字もそうですけど、ハンドブックの編集、またアプリのつくりなんかも、その辺をもう少し入れていくと、せっかくあるサービスを十分に使ってもらえるための工夫が必要なのかなというふうに思います。先ほどの通知してくれたら行けるのって思ってたっちゃう方もいるという中で、なかなかそこところは双方、それぞれの立場で考え方、言い分もあると思うんですけれども、ただやはり情報提供サービスとしてきちんと行っていく。そのことによって、市民の方たちの福祉や、また利便性や、またそういうライフスタイルが豊かになったりとかいうことがあると思いますので、そこへの御努力を絶え間なくしていただければなということを願ひまして、今回の私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（押本 修君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 中 村 庄一郎 君

○議長（押本 修君） 次に、8番、中村庄一郎議員を指名いたします。

[8 番 中村庄一郎君 登壇]

○8番（中村庄一郎君） 議席番号8番、中村庄一郎。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

1番です。学校教育について。

1番の①でございます。教育長の教育経営方針についてでございます。

アといたしまして、学習指導要領について。

イといたしまして、生きる力の育成（知育、徳育、体育・健康）についてであります。

ウといたしまして、教育委員会と学校とが一丸となって教育改革を進めることについて。

エといたしまして、誇りある地域の学校づくりについてでございます。

次に、2番でございます。村山貯水池について。

①といたしまして、村山貯水池堤体強化工事について。

アといたしまして、工事内容と近隣住民や動植物、環境等への影響について。

②といたしまして、東京都と東大和市との連携についての現況と今後の課題について。

続きまして、3番です。観光事業についてであります。

①といたしまして、観光事業の現況と今後の課題について。

②といたしまして、近隣市との連携による事業等について。

③番といたしまして、国、都等の補助金等の活用についてであります。

以上、再質問につきましては自席にて行わせていただきますので、よろしくお願いたします。

[8 番 中村庄一郎君 降壇]

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、教育長の教育経営方針についてであります。本市では東大和市の教育に関する大綱に、東大和市と東大和市教育委員会が一体となって教育行政を推進しております。また、教育委員会は教育目標を達成するために、教育委員会の基本方針及び東大和市学校教育振興基本計画に基づき、多摩湖と狭山丘陵の美しい自然に恵まれた東大和市の特性を生かした総合的な教育施策を推進しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、村山上貯水池堤体強化工事の内容と影響についてであります。東京都水道局によりますと、工事につきましては下貯水池を仮に締め切る工事、堤体強化のため、その東側に盛り土する工事、堤体周辺の植栽等を復旧する工事を計画しているとのことあります。また、平成26年度から平成28年度にかけて水道局は環境影響調査を実施しており、これをもとに工事期間中は環境モニタリング調査を実施するなど、環境保全対策に留意していくとのことあります。

次に、堤体強化工事に伴う東京都と東大和市との連携についてであります。現在、東京都水道局と市は堤体強化工事に伴い、堤頂道路の拡幅と、これに取りつく南北の市道の整備について道路線形等の調整を図りながら協議を進めているところあります。今後につきましては、施工主体や工事費の財源確保などの調整を進

めていきたいと考えております。

次に、観光事業の現況と今後の課題についてであります。観光事業におきましては東大和市の知名度の向上と観光資源の発掘、創出を図っていくことが重要でありますことから、観光キャラクター等を活用しての情報発信や、観光スポット等の再発見及び商品開発に取り組んでいるところであり、こうした積み重ねによりさまざまな環境事業において参加者数が増加していることから、一定の成果があったものと考えております。今後も東大和市の知名度の向上と観光資源の発掘、創出を図るための検討を重ねながら、さらなる観光事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、近隣市との連携による事業等についてであります。平成29年度から武蔵村山市、東大和市、東村山市の3市に狭山丘陵の公園を管理いたします事業者を加えた4団体が協力して、狭山丘陵の魅力を発信する狭山丘陵観光連携事業に取り組むこととしております。なお、この連携事業につきましては、東京都市長会の助成金を活用し、3カ年の取り組み期間を予定しているところであります。

次に、補助金等の活用についてであります。平成28年度におきましては国の地方創生加速化交付金を活用しました事業といたしまして、市内の文化財やモニュメント等にスポットを当てたトレジャーハンティング事業を実施したところであります。この事業により、文化財等への関心を高めることができただけでなく、日ごろ見過ごしがちなスポットの再発見につながり、一定の成果が得られたものと考えております。今後も国や東京都等の補助金等を活用しました事業につきまして、機会を捉えて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 本年度の教育経営方針についてであります。まず平成29年3月に新しい学習指導要領の告示がございました。現在はその内容の周知の時期であり、小学校は平成32年度、中学校は平成33年度から新しい教育の全面実施となります。学習指導要領の前文には、「これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、」とあり、社会との連携及び協働による社会に開かれた教育課程の実現、すなわち地域とともにある学校づくりの必要性が強調されております。

教育経営方針は、これまでも一貫して地域とともにある学校づくりを進めてきておりますが、本年度もこれからの時代に求められる教育を実現していくために、次の3つの教育経営方針を示し、各学校の校長とともに教育を展開しております。

1つ目は、生きる力の育成であります。ここでは、次代を担う児童・生徒に知・徳・体をバランスよく育てます。社会でたくましく生き抜いていくために必要な生きる力を、保護者、地域の方々とともに育成することを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開してまいります。その中で、一人一人の児童・生徒に基礎的、基本的な知識、技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力、さらには学びに向かう力、人間性などの能力を各学校の校長とともに育ててまいります。また、保護者、地域とともに自尊感情や自己肯定感を引き出し、東大和市の学校で学ぶことに誇りを持たせてまいります。

2つ目は、教育委員会と学校が一丸となって教育改革を進めることとあります。教育委員会は、校長の目指す学校づくりをしっかりと受けとめ、互いに知恵を出し合い、共有しながら、教育委員会と校長会とが今まで以上に協働を一丸となって東大和市の教育の充実、発展に向け取り組んでまいります。

3つ目は、誇りある地域の学校づくりとして、学校は地域の財産であることを広く市民とともに共有し、学

校、家庭、地域、教育委員会は協力し、それぞれの責任を果たす中で確実に教育を進めてまいります。既に学校と地域はさまざまな機会において連携、協力した活動を進めてきております。子供たちが次代を担う大切な地域の財産であることを常に意識し、子供たちの健全なる育成に全力を尽くしてまいります。学校は地域の教育に対する住民の熱い思いにより開校に至ったものであります。その思いや願いに応えながら、輝きのある学校づくり、誇りある学校づくり、そして社会に開かれた学校づくりを各学校の校長とともに知恵を出し合い、進めてまいります。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、まず1番目の学校教育についてお伺いをいたします。

学習指導要領についてであります。

学校教育についてであります。教育長答弁にもありましたとおり、このたび学習指導要領の改訂がありました。本年3月には、その告示がありました。我が国においては、少子高齢化、高度情報化、国際化などが急速に進む中で、次代を担う子供たちの教育もさらに大きく変わっていくことは明らかであります。そのような中からも、当市の教育の一層の充実に期待することは、これはあくまで言うまでもありません。本市における学校教育は、小中一貫教育の取り組みにより、小学校の教員と中学校の教員との合同研究が進み、互いのよさを生かした指導方法の改善についても大きな成果が生まれていると聞いております。また、高等学校との交流も広がり、生徒の学び方も多様になるなど、その効果は目に見えて広がりつつあります。

そこで、質問をいたします。

まず、本年3月に告示された学習指導要領ですが、今までの学習指導要領とどのような点が大きく変わったのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 今回、学習指導要領の改訂がありますが、その基本的な考え方、3点ございます。

まず1点目は、これまでの教育実践、この蓄積を生かしまして、子供たちが未来、社会を切り開いていくための資質、能力を一層確実に育成することで、その際、子供たちに求められる資質、能力、それは何かということと社会と共有し、そして連携する社会に開かれた教育課程を重視しているということでございます。

2点目といたしましては、現行の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することでございます。

3つ目は、道徳教育の充実や体験活動の重視、体育、健康に関する指導の充実によって、豊かな心や健やかな体を育成すること。

その3つが、今回の学習指導要領の中で大きく変わった点でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

大きな柱、生きる力の育成に関しては変わらないけれども、知識の理解の質をさらに高めるということ。また、子供たちの資質、能力は何かということと社会と共有して確実に育成するということは、新しいところなのかというふうに思うわけでありまして。では、そこで知識の理解の質を高め、資質、能力を育むために、これら学校はどのようなことを大切にしていけるのでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） まずは教員の授業改善というところが、一番大事だというふうに思っております。

ます。教員が教えることにしっかりとかわりまして、子供たちに求められる資質、能力を育むために必要な学びのあり方を絶え間なく考えて、そして授業の工夫、改善を重ねていくということが大切であると考えております。具体的には、今主体的、対話的で深い学びというふうに言われていますが、それを実現させるということでございます。主体的な学びと申しますのは、学ぶことに興味や関心を持って、見通しを持って粘り強く取り組んで、そしてみずからの学習活動を振り返って次につなげる学びのことでございます。また、対話的な学びと申しますのは、子供同士の共同、教職員や地域の人との対話等を通じて自己の考えを深める学びでございます。そして、深い学びと申しますのは、知識を相互に関連づけて深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えをもとに想像したりすることに向かう学びのことでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 今までも先生方は、言語活動とか問題解決学習とか、授業の改善を一生懸命に行ってきたと思いますけれども、これまでも充実が図られてきた学習をさらに改善、充実させていくための視点と捉えればよいというふうに理解をさせていただきました。

もう一つ、社会に開かれた教育課程とありますが、もう少し具体的に、この社会に開かれた教育課程について教えていただけないでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 先ほど申しました社会に開かれた教育課程ということでございますが、まずこれからの社会をつくり出していく子供たちが、社会や世界に向き合いかわり合っていくために求められる資質や能力とは何か、それを教育課程において明確化しておくというようなことでございます。そして、教育課程の実施に当たりまして、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりしまして、学校教育を学校内に閉じ込めずに、その目指すところを社会と共有、連携しながら実現させることにございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

では、そこで教育長は、平成29年度の学校教育経営方針を出されたわけですね。その平成29年度の東大和市立小中学校の教育の充実、発展に向けた教育長の示す3つの目標につきましましては、先ほど答弁の中でその概要を伺うことができました。教育長の3つの経営方針ですね、この1つ目、生きる力の育成でさらに詳細な部分などありましたら教えていただきたいと思っております。

○学校教育部参事（岡田博史君） 生きる力につきましましては、知・徳・体というふうにあるわけですが、まず知の部分では、小学校期の基礎的な知識、そして技能を確実に習得させるということです。そして、中学校期、こちらでは小学校で習得した力を活用しまして、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、その他の能力をさらに磨きをかけていくというものでございます。そして、徳の部分でございますけれども、家庭、学校、地域とともに自他の生命を尊重しまして、規律ある生活を送ることができる国際社会に生きる日本人としての自覚を身につけさせていきます。そして、体、体育、健康では、家庭や地域社会との連携を図りながら、食育の推進や体力向上に関する指導の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、経営方針の2つ目、教育委員会と学校とが丸一となつて、さらに詳細な部分などありましたら教えていただきたいと思っております。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** まず、市長が繰り返し提唱しております笑顔のある明るい挨拶、そしてさわやかなおもてなしができる学校づくりを広げていきたいと考えております。そして、学校は校長の学校経営方針を具体的、かつ積極的に職員、保護者、地域に周知し、校長が目指す学校づくりを共有する中で、職員、保護者、地域が互いに信頼し合い、まとまりある組織として学校を機能させていきます。また、校内、他校、近隣市区、近県との交流を通じまして、教員の指導技術を高め、磨き合う機会を用意していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**8番（中村庄一郎君）** それでは、経営方針の3つ目、誇りある地域の学校づくりで、さらに詳細な部分などありましたら教えていただきたいと思います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 誇りある地域の学校づくりでございますけれども、学校教育の成果を生み出すためには、日常生活習慣、それから社会的自立など、家庭や地域の教育力も求められるところでございます。これまで以上に、保護者、地域の教育力の活用を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**8番（中村庄一郎君）** なかなかちょっとイメージに沸かないのが、誇りある地域の学校づくりということでございます。この誇りある地域の学校づくりの中で、社会に開かれた学校づくりについて、具体的にどのようなイメージなんでしょうか、教えていただきたいと思います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 地域でどのような子供たちを育てるのかというようなことを、また何を実現していくのかと、そういう目標やビジョン、こうしたものを地域住民、そして保護者等、共有して地域と一体となって子供たちを育む地域とともにある学校と、そのようなイメージというふうに捉えております。

以上でございます。

○**8番（中村庄一郎君）** それでは、地域とともにある学校づくりというふうに言われましたけれども、本年度から第九小学校においてコミュニティ・スクールに向けての取り組みを進めているとの説明がありましたので、そこでこのコミュニティ・スクールの取り組みの目的と第九小学校のこれまでの取り組みの様子について伺いたいと思いますが、お願いいたします。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** コミュニティ・スクールについてでございますけれども、学校と地域住民、保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる、今申しました地域とともにある学校というものに転換するための仕組みでございます。この制度を導入することによりまして、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができるというものでございます。具体的には、コミュニティ・スクールには保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられまして、校長の作成する学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりする、そのような取り組みが行われます。学校運営の基本方針の承認を行うなど、具体的な権限を有していることから、地域住民や保護者が学校運営に対する当事者意識を分かち合ひまして、ともに行動する体制が構築されていくという形になります。

第九小学校におきましては、昨年度、開校40周年ということで周年を迎えまして、その節目にさまざまな取り組みが行われました。その取り組みは、地域の方々と一緒にございまして、安心安全な地域づくりといたしましては、見守りパトロール、それから地域清掃などを行っております。また、オリパラ土曜講座といたしましては、オリパラおもてなし講座、そして親子土曜教室として東大和市のよさを再発見いたしますIMO-ZOツアーという名称で行っております。また、九小応援活動といたしまして、花壇を美化する花壇美化、ま

た校庭の芝生、そして図書館、挨拶運動というものなどが行われてきました。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、今後の東大和市のコミュニティ・スクールについて、今後の見通しについて伺いたいと思います。お願いいたします。

○学校教育部参事（岡田博史君） 現在、第九小学校のほうでコミュニティ・スクールを開設する準備という形になっておりますが、この第九小学校、平成30年4月にコミュニティ・スクールとして指定をしていきたいというふうに考えているところでございます。その後、成果等を見ながら、各校に広げていくことも検討していきたいと考えております。

また、中学校グループが今ございますけれども、その中学校グループでのコミュニティーというようなところも、今後考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 教育長の学校の教育経営方針については、非常によく理解をさせていただきました。新しい教育の始まるどころ、東京のオリンピック・パラリンピックの開催が近づいております。学校の教育の中では、日本の伝統や文化を取り上げた学習も計画されているというふうに聞いております。

そこで、伺いをいたします。

東大和市の小学校、中学校では日本の伝統や文化を取り上げた学習はどのようなものが行われているのか、お聞かせ願いたいと思います。お願いいたします。

○学校教育部参事（岡田博史君） 今、各小学校、中学校で行われている日本の伝統や文化、それを取り上げている学習についてでございますけれども、各教科等の学習で学年ごとに学習をしている状況でございます。例えば音楽では和楽器であったりとか、社会科の中では地域の伝統行事、また家庭科ではお茶とかですね、算数ではそろばんというところが例に挙げられるかと思えます。特に今、東京都教育委員会のほうから第四小学校、そして第七小学校、第九小学校は伝統文化教育推進校ということで指定をされておまして、より専門的、そして継続的な活動を実施して、日本の伝統文化のよさを理解し、さまざまな国や地域の方に日本のよさを発信できる児童、また互いの文化を尊重した交流ができる児童というものの育成を、今3校では図っているという状況でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 今そろばんが出てきましたけれども、かつては盛んに使用されていたんですね、そろばんもね。塾なんかも多くありましたけども。今そろばんについての学習は、どのように指導されているのか教えていただきたいと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） そろばんですけれども、各小学校で3年生と4年生が学習しております。年に2から3時間程度の時間数という形になっておりますが、そろばんによる数のあらし方を知って、そろばんを用いて簡単な足し算、それから引き算の計算ができるように学習しております。学校によっては、珠算教育連盟等から講師を招聘いたしまして指導をしていただいているという状況もございます。先ほどありました次期学習指導要領でも、同様に3・4年生でそろばんを学習することになっております。そろばんの仕組みに着目しまして、大きな数や少数の計算の仕方を考えるということも盛り込まれております。思考力・判断力・表現力等を身につける指導方法が今後求められるという形になってまいります。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

確かに今ほとんどそろばんって余り使わなくなってますけれども、やっぱり暗算やなんかもできるようになったりとか、やっぱりそういう意味では、数を計算することが好きになることとかというのは、まず学習の中で一番物事を好きになることが大切なのかなと思うわけですね。その中では、そろばんの級だとか段だとかというのがあると思いますね。そういう資格なんかもとれると、1つ身についたというのが、一つの励みにもなったり、子供たちの励みにもなったりするのかなんていうふうにも思うわけです。

それでは、教科外で放課後などで、例えばそろばんや習字など行ってる事例はありますか。また、囲碁や将棋などはどうなんでしょうか、教えていただきたいと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） そろばんや習字というものを、教科外とか放課後とかで行われるということはないというふうに認識しておりますけども、囲碁と将棋につきましては、小学校のクラブ活動であったりとか、または中学校の部活動で行われているというような学校はございます。また、放課後子ども教室や児童館というところでも、地域の方々から教えてもらいながら囲碁や将棋が行われているというふうに聞いております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

今、囲碁だとか将棋だとか出てきましたけども、実は日本の文化の中でアニメというのも1つございますね。実は今すごくその囲碁だとか将棋だとかという部分では、その漫画の本や何かかなり出てるようなんですね。囲碁、将棋の漫画ということで、「3月のライオン」ですね、これが将棋の漫画。「ヒカルの碁」、これが囲碁の漫画みたいですね。あと「ひらけ駒！」って、これも将棋の漫画ですね。「月下の棋士」とかということらしいですね。実を言うと、これ非常に対局のシーンなんかも、大人が読んででもすごくワクワクするところあるらしいですね。そういうところから、やっぱり子供たちって入りやすいところというものもあると思うんですね。あとは対局の中、囲碁なり将棋なり対局の中で先を読む力をつけていくということが非常にあるそうですね。

あとはこういう例えば漫画とか、こういうものを用意して、例えば放課後の子ども教室や何かでも、そういうのをちょっと読んだりして、そういうのを参考にして例えば囲碁をすとか将棋をすとかというのは、一ついいのかなとは思いますが。

あと今、有名な棋士で藤井聡太、四段の方ですね、これ14歳。今随分話題になってますけども。この方が、小さいころにキュボロというスイスのおもちゃがあるらしいんですけども、こういうものを小さいころによくやってたということですね。これは積み木で立体パズルの立体の空間的な構造を理解するということらしいですね。これは脳の楔前部を活性化すると、理化学研究所のほうで証明されてるということらしいんですけども、やっぱりこういうものなんかも何か3万円前後ぐらいするらしいんですけど、今なかなか手に入らなくなってるようなんですけど、こういうものなんかも、例えば漫画の本と、それから囲碁でも将棋でも置いていただいて、こういうもの、キュボロみたいなものも置いて、それでその子供たちの近くで、そういうところで身につくようなことをしていただくのも一つなのかなというふうには思うわけです。ぜひ、そういうことなんかも少し検討していただければというふうに思うわけでありまして。

せっかくある日本の文化の中で、いろんなことが身につくことってたくさんあると思うんですね。その中では、やっぱり日本人としての立ち居振る舞いみたいなところの中の勉強にも一つなるかなという意味では、道

徳教育の一環にもなるのかなというふうに思うわけです。ぜひ、そういうところにも力を入れていただきたいと思います。

ありがとうございました。これから新しい教育について、どのように変わっていくのか、教育長の学校教育経営方針をお聞きしながら確認することができました。その中で、地域とともにある学校づくりという点、地域人材や、この東大和市の自然などを活用して、学校は地域とともに、子供たちに生きる力、とりわけ伝統文化を大切に、たくましく生きる力を身につけてほしいと願っております。どうぞよろしく願いをいたしたいと思います。

続きまして、村山貯水池についての再質問を行わせていただきます。

下堰堤の耐震工事の際は、貯水池の水を抜いて工事を行いました。その際は、貯水池の湖底があらわれて、生態系などの学習にもなったんでしょうし、湖に埋もれてた宅部、家の宅地の部分ですね、あと川などもあらわれて大変参考になったと聞いております。

そこで、お尋ねしたいと思います。

今回の上堰堤の耐震工事に当たっては、湖の水を抜く予定があるのかなのか、もし抜くのであれば、湖底の散策など、一時的に市民に開放できないものかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 東京都水道局によりますと、水を抜いてしまうと水不足での危惧があるとのこと、渇水対策のため水を抜かず材料置き場などに使用します仮締め切りだけを行うというところでございます。したがって、そのようなことから湖底の散策はちょっと困難であるとのことでございます。

以上でございます。

○**8番（中村庄一郎君）** ありがとうございます。

なかなか工事の内容によっては難しいかと思いますが、下堰堤の耐震工事の際は水道局が工事見学会を実施した記憶があります。今回の工事でも、工事見学会を行ったらどうかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○**都市計画課長（神山 尚君）** 工事見学会でございますけれど、下堰堤の工事の際にも行われておまして、また堤体強化工事というめったにない貴重な工事でございますので、工事見学会の開催につきましては、今後、水道局に要望していきたいと考えております。

以上です。

○**8番（中村庄一郎君）** それでは、あと取水塔があるんですね。前には取水塔、過去にはたしか取水塔の中なんかも入れて見れたような記憶があるんですね。最近、あそこに常駐してる人がいないということでちょっと難しいのかと思うんですけども、取水塔の見学について、工事の見学とは例えば切り離して、学校の授業の一環として子供たちに見学させるというようなことというのはできますでしょうか、どうでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 今の御質問でございますけれども、東京都の水道局が管轄されておりますので、そちらのほうで見学が可能であれば、教育委員会としては子供たちに見学させてあげたいという気持ちはございます。

以上でございます。

○**8番（中村庄一郎君）** ぜひ、すばらしい取水塔ですね、あれを今度、中から見れたら非常に景色なんかもあるでしょうし、子供たちの一つのあれになるかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

今回の工事は、かなり大がかりな工事だというふうに思います。工事用の車両、そういうのもかなり多く利

用されるんだと思いますし、これらの車両は市内をどのように通行するのでしょうか。また、どのような安全対策を講じるのか教えていただきたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市内をどのように通行するかということでございますが、水道局によりますと進入経路はまだ決まっていないとのことでございます。今後、東大和警察署と協議を行っていくとのことでございます。なお、ガードマン等、交通整理員の配置などは必要な安全対策を講じていくということでございます。以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 堰堤上の通路についてお尋ねをしたいと思いますが、現在、幅員が6メートル程度で非常に危険です。これが堰堤の耐震工事に合わせて9メートルに拡幅されるというふうに聞いております。大変よいことだと思いますけれども、堰堤上の通路を南から北側に向かうと信号がございます。その信号の手前を右折すると外周道路に入れるようになっております。この右折箇所は信号機がなく、交通量も多く危険だと思います。できれば拡幅とあわせて信号機の設置などの安全対策はどのように考えているのか、また道路工事はいつごろになるのか教えていただきたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 道路線形や信号の設置についてでございますが、東大和警察署と協議を行っております。その中で、すぐ北側に信号機のある丁字の交差点がございますので、その手前の右折するところにつきましては設置は難しいとの話がございます。ただ、引き続き警察署と協議を行いまして、実施設計等において安全対策ができるかどうか図っていきたいということで考えてございます。また、その外周道路に入る右折箇所のところでございますが、右折レーンを設置する計画にしたいなということで考えてございます。今、警察のほうと協議中でございます。また、道路工事の時期につきましては、現在のところ未定だということでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、堰堤上の通路の拡幅とあわせて、これに取りつく市道も拡幅する必要があるというふうに考えますけれども、思いますけれども、この堰堤上の通路の拡幅は水道局の工事で、これに取りつく市道拡幅は市の工事が原則だというふうに思います。しかしながら、これは1本の連続する道路でありますから、例えば水道局に一括して工事を発注してもらったほうが経費は安くなりますし、施行もスムーズだというふうに思います。水道局と交渉してみたらどうかというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 平成27年度、28年度におきまして基本設計を実施いたしました。今後、実施設計、また整備工事に入っていきわけでございますが、この実施設計、整備工事とともに堰堤通路と市道取り付け道路を一体的に計画し、工事を実施していかないと堰堤通路と市道との管理境の接続部分の構造物や、計画高さ等の取り合いがスムーズにいかなくなるおそれが出てまいります。また、2点目としまして、一体的に整備したほうが経費を低く抑えることができるという部分もございます。

以上のことから、東京都水道局に対しまして、市道取り付けの整備工事をお願いしたいということで考えてございます。今後、水道局と協議をしていく予定でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） この堰堤上の通路から多摩湖を眺めると、非常に景色がよくて、多摩湖を抱えている東大和のPRにもなるというふうに思うんですね。そこで、通路の拡幅工事とあわせ、展望台を設置できないものでしょうか。これはあとの質問3とも関係してくるのですが、多摩湖を観光に活用して市外から人を呼び込むこと、大切な、大変重要なことというふうな視点ではないかというふうに考えておりますので、いかが

でしょうか。

○都市建設部長（直井 亨君） 先ほど土木課長も申し上げましたけども、現在、堰堤上の通路につきましては、水道局と協議をしてるところでございます。展望台の設置につきましては、観光活用に寄与できる施設であると考えますところから、水道局に設置の要望をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

私なんか小さいころ、よく夏になると涼みに、あそこの堤防のところへ父親に連れられて歩いて、あそこから辺、散策していたもんです。西武園の花火をあそこから眺めたり、あの芝生に寝っ転がって、しばらく父親といろんな話をしたような思い出もございます。ぜひ、そんなこともいろいろ考えますと、一つあそこにアーチ型とまでは言わなくても、そんな展望台のようなものがありますと、一ついいのかなというふうに思います。

また、繰り返しになりますけれども、観光の視点から多摩湖を大いに活用すべきだというふうに考えております。多摩湖にはさまざまな資源があります。湖そのものはもちろんですけれども、堰堤の北側には慶性門がございます。また、堰堤の南側には、かつて水道局の職員が福利厚生用に利用されましたテニスコートがございます。それから、湖面のほうにおりていくと噴水、噴水、噴水というふうに言いますけど、隧道のエア抜きですよ。それで、噴水のように水が上がってくるんですけども。また、湖に面したところには職員の管理人さんが前に使っていた、湖面に沿ってのずっと道路があるわけですよ。こういった道を散策すること、またテニスコートで汗を流すこと、取水塔を見学すること、展望デッキの景色を楽しむことなど、さまざまな活用が考えられます。もちろん多摩湖は都民の貴重な飲料水を供給する水源ではあります。多くの制約があることは理解できますが、一方で市民だけではなく、都民の観光資源にもなるものであるというふうに考えます。

そこで、憩いの場として散策等をするためには、まずは駐車場が必要というふうに考えますが、駐車場の設置についてはいかがでしょうか。

○都市建設部長（直井 亨君） 水源の安全確保の観点から、湖面近くまで自由に入れるようにすることは困難であると水道局から聞いております。水道局は、また水道専用施設であることから、観光活用を目的とした施設の整備は難しいと聞いているところがございますけれども、奥多摩湖周辺の駐車場を含む観光施設の例もございますので、東京都に対しまして駐車場の設置について要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

ぜひ、そういうものを、やはりこちらから諦めずに強く要望していただきまして、ぜひ観光の施設として利用していただければ、使えるようにしていただければありがたいなというふうに思うわけでございます。

続きまして、観光事業についてであります。

それでは、観光事業についてお伺いをいたしたいと思います。

先ほど市長のほうから、東大和市の知名度の向上と観光資源の発掘、創出を図っていくことが重要であるというような答弁がございました。観光行政も5年が経過し、成果と効果が重要であるというふうに考えております。

そこで、まずどのような地域資源の発掘、創出を行ったのか伺います。できるだけ簡潔にお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○市民部副参事（宮田智雄君） 地域資源の発掘、創出についてであります。ウォーキングイベントによりま

す市内散策や魅力ある風景を切り出し応募していただくフォトコンテストなどを通じ、日ごろ見過ごしがちな部分にスポットが当てられるようなことなど、市民の皆様と資源の発掘に努めてまいりました。また、そこに存在する歴史や物語を観光資源として捉え、観光情報として発信することに取り組んできております。さらに、個別の情報を集約し、ウォーキングコースなどの設定によります市内散策にもつなげるため、観光マップにも情報掲載などを行うなど、活用を進めてきております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 1つ前の村山貯水池の質問でも触れさせていただきましたけれども、多摩湖を直接的に観光に活用することについては、さまざまな制約があるというふうな答弁をいただいたところでありますけれども、都心部から近い場所にあつて、多摩湖や狭山丘陵といった水と緑のあふれる自然環境を有しているところは当市の最大の魅力であります。ぜひとも、アピールしていただきたいというふうに考えているところであります。

そこで、現在までに観光行政における多摩湖や狭山丘陵の活用として、取り組みの実績があつたのかについて、お伺いをしたいと思います。

○市民部副参事（宮田智雄君） 観光事業におきます多摩湖や狭山丘陵の活用の実績についてであります。直接的に多摩湖を活用した実績はございませんが、ウォーキングイベントにおいては、コース設定を検討する際に多摩湖、中堰堤や下堰堤を取り入れる工夫をし、観光のビュースポットとして御紹介させていただいております。また、観光ボランティアガイド養成講座におきましても、多摩湖や狭山丘陵に関する歴史や文化の情報、並びに知識の付与に力を入れるところであります。さらに、平成28年度におきましては、開催いたしましたトレジャーハンティング事業では、謎解きゲームのチェックポイントといたしまして、多摩湖下堰堤付近や狭山丘陵の入り口に位置する豊鹿島神社に出題を設定し、参加者が足を運ぶ機会を設けたところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 実績については、イベントが中心であつたということがよくわかりました。

次に、今後について伺いますけれども、多摩湖については今年度が下堰堤竣工から90年目に当たります。竣工から90年目ということなんですけれども、実は私、地元の芋窪というところに住んでます。その中では、この工事に当たり、私の家自体も多摩湖の中から移転してきた住民でございます。当時の話をいろいろ諸先輩方からお聞きしましたところ、非常に日本国内中からいろんな職人さんや何かが集まって、それに伴っていろんなお店もできたということで、先日もある方から古いそういう地図みたいなものをいただきまして、昔あつたお店や何かを転々と、お店の屋号や何かを全部それに振り込んで、お店に番号を振って、住所だとか過去のそのときのお店の店主だとか、今それをやってる何代目の店主だとかという、そういうリストもいただいたことがございます。そんな中では、いろんなお話をしましたときには、90年ではあるけれども、移転を初めてからだともう100年になるんだろうということなんです。その移転をするのに10年ぐらいはかかっているということなんです。それについては、例えばやはり自分の屋敷、家を提供して、やっぱり自分のわからない、知らないところへ、例えば私なんかは貯水池から芋窪ですけども、狭山に行ったり、清水に行ったり、南街のほうへ来たり、遠くは埼玉県のほうに行ったりとかという人たちがたくさんいるわけですよ。そんな思いにはせりますと、例えば竣工の90周年でもいいんですけど、その移転を含めて、例えば100周年でもいいですけどもね。そういうようなことの観光事業として、アニバーサリーイベントとして開催する予定とか、そういうのはあるかどうか、またできないもんかお伺いしたいと思います。

○市民部長（村上敏彰君） ただいま議員さんのほうから、多摩湖築造工事に伴う住民の移転開始から100年と、あるいは多摩湖竣工工事から90年になるということで、それに伴う事業について御質問いただきました。現在まで特に予定してるイベント等はありませんが、しかしながら多摩湖竣工以前に、議員さんもおっしゃいましたように湖底に沈んだ村の歴史等もございますことから、他部署において何らかの取り組みが検討されるようであれば、観光の視点からも連携してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ぜひ、そういう方たちがいたとか、また何か芋窪銀座と言われるような、何か随分繁華街もあったように聞いております。そういう思いにはせりますと、やはりそういう思いで自分の宅地を提供してきた人たちのいろんなさまざまな思いを考えますと、やっぱり一つ市としてはアニバーサリーのイベントのようなことも、検討していただけたらありがたいのかなと。

多摩湖や狭山丘陵の活用実績をお伺いをいたしました。今後もさらなる活用と、PRを推進していただきたいというふうに考えているところでございます。狭山丘陵の活用については、市長のほうから近隣市との連携による観光事業の取り組みで、狭山丘陵の魅力を発見していくと答弁がございました。この連携事業につきまして、詳細をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○市民部副参事（宮田智雄君） 連携事業の詳細についてであります。市長の答弁にございましたとおり、狭山丘陵の魅力を発信していく取り組みとしまして、東大和市、武蔵村山市、東村山市の3市と狭山丘陵の公園を管理しております西武・狭山丘陵パートナーズの4団体がそれぞれの観光施策や観光資源等を見直し、狭山丘陵南麓の観光振興や地域活性化を含めた地域全体の地域魅力を高めるためのネットワークとしまして、本年度、狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会を発足させたところであります。この実行委員会では、基礎調査、連携推進プラン策定、記念イベント等の実施という内容を3カ年で取り組み、事業展開していく計画でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 今年度から取り組まれる連携は、武蔵村山市、東大和市、東村山市の3市と1事業者の4団体が協力して行うということでしたけれども、事業に要する予算はどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○市民部副参事（宮田智雄君） 事業に要する予算についてであります。この連携事業につきましては、東京都市長会、多摩・島しょ広域連携活動助成金の交付申請を行い、本年4月、幹事市となっております武蔵村山市長に対し、狭山丘陵を核とした地域の魅力向上に資する事業として500万円の単年度助成金の交付が決定したものであります。平成29年度につきましては、この助成金を活用しまして、狭山丘陵を観光の観点から見直すことを目的とした基礎調査の実施を予定しております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 3年後の2020年には、東京においてオリンピック・パラリンピックが開催されます。今この場でも何回かお話をして。地域経済と観光への波及効果については、官民の幅広い関係者による観光振興に向けた連携や情報の共有等を図ることが必要というふうに思っております。活力に満ちたまちづくりのため、今回取り組まれる狭山丘陵観光連携事業の充実を図っていただきたいというふうには考えております。今回の連携事業の取り組みにおいては、まず1年目として調査研究に取り組まれるとの答弁がございましたけれども、東大和市としてはこの連携事業を通してどのような効果を期待してるのか、お伺いをいたします。

○市民部長（村上敏彰君） 今回の連携事業を通して、市として期待する効果についてでございますが、東京オ

オリンピック・パラリンピック開催に合わせた観光事業として、どのような波及効果があるのかは現時点においては図ることができておりませんが、狭山丘陵を取り巻く自治体と民間の連携事業が目的を達成していく中で、地域資源の磨き上げ、ストーリー性、テーマ性に富んだ観光ルートの開発等、狭山丘陵一帯のブランドイメージの構築が図られ、丘陵の周辺地域の特性、アドバンテージを生かした観光振興が図られるといった効果を期待してるところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 今年度、取り組まれる先ほどからの連携事業ですね、これは東京都市長会の助成金を活用するというふうに伺いましたが、補助金の活用については市長のほうから平成28年度に国の地方創生加速化交付金ですね、この活用でトレジャーハンティング事業を実施したというふうな答弁がございました。この加速化交付金を活用した事業では、都指定文化財であります豊鹿島神社を初め、旧日立航空機株式会社変電所や、村山貯水池、そして先日、国の登録有形文化財に指定されました仮の東大和郷土美術館にも焦点を当てられておりました。そして、謎解きゲームといった形式を取り入れたことで、参加者が市内めぐりを楽しめただけでなく、東大和市のプロモーションにも結びついていたというふうに捉えてはおります。補助金の趣旨から、まちの活気を生み出すことが目的であったというふうに考えておりますけれども、この事業の取り組みに当たりポイントとした点は何であったのかお伺いをしたいと思います。

○市民部副参事（宮田智雄君） 事業の実施のポイントについてであります。参加者には市内を回遊していただきながら宝探しゲーム的な謎解きに挑戦いただいたわけですが、この事業の目的といたしましては、来訪の促進と交流人口の拡大による地域の活性化を図ることを目指して実施いたしました。この事業のポイントといたしましては、プレイベントの開催において、地元の祭りともコラボレーションした点や、文化財、モニュメント等の紹介を盛り込んだ点、さらには謎解きのヒントの掲示等で、地元の事業者の協力も得ながら、新たなつながりを生む地域の魅力創出事業として開催した点であると考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） このトレジャーハンティング事業では、市の文化財等を利用したことや、豊鹿島神社、これ東京都の指定文化財でありますけれども——で行われた地域の祭りとコラボレーションをしたことなど、従来からの地域資源にスポットを当てた点については評価ができるというふうに考えております。特にトレジャーハンティング事業の拠点の一つである豊鹿島神社ですね、こちらは平成28年に創建1300年、建立550年の年でありました。その記念をした例大祭がございました。これも日本の国内では恐らくこんなに、このような歴史のある神社というのは少ないということでもあります。そんな中でも、建立の550年の記念を冠として、みこしの渡御も行われました。実はこのみこしが栃木県の指定無形文化財の工芸技術師という方、みこしをつくる方ですね、小川政次さんという方がつくられたみこしでありまして、2月の建国記念の日に原宿のほうで、表参道で建国記念のパレードというのがございます。こちらに5年間ずっと連続でみこしの渡御を原宿でしているみこしでございます。こういう無形文化財の方がつくられたみこしということで、地方からも大勢来られて、このみこしを担ぎたいということで来られる方も数あるようでございます。こしは豊鹿島から52名の参加であります。また、このパレードにはプラスバンド、チア、ボーイスカウトほか600名、みこしが14基、おはやしが7基、手古舞ですね、これが1基、それから和太鼓が2基ということで、そちらのほうは約5,400名、計6,000名の参加のパレードでございました。こちらのほうにも毎年出ているみこしでございます。そんな特別な年でもありました。こうしたことから、関係者も含めまして参加者約1万3,000人以上のお祭りとなった

わけでございます。そこで、プレイベントとして開催されましたトレジャーハンティング事業も含め、事業の実施効果を伺いたいと思います。

○市民部副参事（宮田智雄君） トレジャーハンティング事業の実施効果についてであります。この事業には市内外から約3,500人の方が参加いたしました。参加者は謎解きをしながらまち歩きをすることで、市の歴史や文化、自然を学ぶことができ、市民の郷土愛の醸成や交流人口の増加が図られたものと考えております。また、謎解きのヒントを商店に掲示することで、店を訪れる方の人数をふやし、地元の振興や地域の活性化に結びつけることができたと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） トレジャーハンティング事業は、国の補助金の活用がなされたわけですが、交付金事業としては国の総合戦略における政策の観点や新規性など、ほかの公共団体においても参考となる先駆的な事業が多くあるのではないかというふうに思うわけであり。今後もそうした先駆的实践例や、都や国の補助金の活用事例なども参考にさせていただいて、地域の活性化に取り組んでいただきたいというふうに考えておりますが、最後に市の見解についてお伺いしたいと思います。

○市民部長（村上敏彰君） 補助金を活用した事業による地域活性化に対する見解でございますが、国や都の補助金につきましては新規性や先駆的な事業などという交付の条件が求められているものも多くございます。また、補助金を活用した事業に関しましては、継続した財源確保といった観点からも事業の持続性を問われるものもございます。しかしながら、事業規模を拡大することができるなど、観光事業におけるメリットもござい。ますことから、国や都の動向を注視しながら効果的な補助金の活用を引き続き検討してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ぜひ、やっぱり大和が持つ一つの予算の中だけでは、いろんな観光事業を含めましてなかなか難しいのが、まず難しいということはよく承知をしております。そのためには、やっぱり東京都の補助金、やっぱり国の補助金などを最大限に活用していただきたいというふうに思うわけです。その中では、やっぱり市の職員さんのいろんな大変な努力もあると思います。企画書、1つつくるにも、ましてや国や何かもなかなか理解してくれないところもたくさんあると思います。ぜひ、いろんな方々の知能を、いろんな知識やそういうものを全部協力していただく、オール大和でぜひ考えていこうということで、ぜひ今後も考えていただいて、こういうものの活用を、また我々、こういう議員もおりますので、ぜひそういうところでは一つになって、そういうところに補助、一生懸命協力していきたいと思っておりますので、ぜひそのことも今後またさら。にお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時43分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 二 宮 由 子 君

○議長（押本 修君） 次に、5番、二宮由子議員を指名いたします。

[5 番 二宮由子君 登壇]

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、興市会、二宮由子です。通告に従いまして、平成29年第2回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

近年、道路交通事故の発生件数並びに死者、死傷者数の数は減少しているものの、通学中の児童が死傷する交通事故が発生するなど、依然として道路において子供たちが危険にさらされている現状や、高齢者の交通事故死者数の増加など、超高齢社会の到来を迎え、高齢者が安全に安心して移動や外出できる交通社会の形成、また次世代を担う子供たちのかけがえのない命を社会全体で守るきめ細やかな交通安全対策の推進が求められています。とりわけ高齢者の事故が居住地の近くで発生している事例が多いことから、高齢者が歩行及び自転車などを交通手段として利用する場合の安全対策として、歩道や生活道路の整備に加え、地域における見守りなど、コミュニティーを中心とした生活に密着した交通安全活動が重要となります。また、地域住民の日常生活に利用されている生活道路の交通安全を確保するには、地域における道路交通事情などを十分に踏まえ、各地域に応じた自動車の速度抑制を図るため、道路交通環境の整備や交通指導取り締まりの強化、また安全な走行方法の普及などの対策を講じるとともに、幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することの防止などを盛り込んだ生活道路における交通安全対策の推進を積極的に取り組む必要があるのではないかと考えました。

そこで、お伺いをいたします。

第1に、東大和市交通安全計画（平成28年度から平成32年度）について。

ア、従来の施策を踏まえ新たに盛り込まれた施策は。

イ、通学路及び生活道路の安全確保は。

ウ、歩道や路側帯の拡幅及びカラー化の推進は。

エ、今後の課題は。

第2に、ゾーン30について。

ア、整備目的及び効果は。

イ、整備基準及び状況は。

ウ、一般的な速度規制との違いは。

エ、市民への周知は。

オ、今後の課題は。

第3に、自転車ナビマークについて。

ア、設置目的及び効果は。

イ、設置基準及び状況は。

ウ、市民への周知は。

エ、今後の課題は。

第4に、コミュニティタクシーについて。

ア、運行に向けての取り組み及び進捗状況は。

イ、今後の課題は等、お聞かせいただきたくお伺いいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしく願い申し上げます。

〔5 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、東大和市交通安全計画で新たに盛り込まれた施策についてであります。東大和市交通安全計画は平成28年度から平成32年度までの5カ年の交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための施策について定めた計画であります。前回の交通安全計画からは、高齢者の交通安全、公共自転車等駐車場の整備を含む自転車通行空間等の整備、通学路の安全点検等によります道路交通環境の整備が新たに追加しました施策であります。

次に、通学路及び生活道路の安全確保についてであります。通学路につきましては、毎年、関係機関が合同で安全点検を実施することとし、その結果をもとに道路管理者、交通管理者が安全対策等を行うこととしております。生活道路につきましては、地域住民の安全確保と市民生活の利便性向上のため、幅員の確保や安全施設の整備に努めることとしております。

次に、歩道や路側帯の拡幅及びカラー化についてであります。歩行者等の安全で快適な通行を確保するため、歩道の整備に努めるとともに、路側帯等のカラー化につきましては、交通安全計画では具体的に掲げておりませんが、通学路へのグリーンベルトの区画線設置や交差点内のカラー化などの安全対策を推進してまいります。

次に、今後の課題についてであります。交通安全計画は平成32年度までの東大和市の交通安全対策の指針となりますことから、今後の高齢社会に向けての高齢者の交通安全の確保や歩行者、自転車、自動車等の道路利用者が安全に通行できる道路空間を実現するための自転車通行空間等の整備など、実施可能な施策を適切に行っていくことであると考えております。

次に、ゾーン30の整備目的及び効果についてであります。ゾーン30は警視庁が実施する生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つであります。効果としましては、ゾーン内におけます車両の走行速度や通り抜けを抑制し、その地域の方々が車から脅かされることなく、安心して生活できるようになることであると認識しております。

次に、整備基準及び状況についてであります。ゾーン30は幹線道路等に囲まれている生活道路が集まった市街地の区域を対象として、警視庁において地域住民等の日常生活に利用される道路で、自動車の通行よりも歩行者、自転車の安全確保が優先されるべき道路を選定条件として整備するものであります。市内におきましては、立野2丁目、中央1丁目、仲原1丁目、3丁目、4丁目、向原1丁目、4丁目地内の一定の区域に整備されております。

次に、一般的な速度規制との違いについてであります。一般の速度規制は個々の道路ごとに実施しておりますが、ゾーン30では区域を定めて速度規制を実施することで、対象区域内の道路全てに最高速度30キロメートル毎時の速度規制が適用されるものであります。

次に、市民への周知についてであります。現在、ゾーン30の周知につきましては、市では行っておりませんが、警視庁のホームページで公表しております。今後、市のホームページへの掲載を検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の課題についてであります。ゾーン30はゾーン内の方々につきましては認知されているものと

考えますが、ゾーン外の方の認知度が十分とはいえないと思われまので、今後、ゾーン外の方への周知方法について、東大和警察署と協議してまいりたいと考えております。

次に、自転車ナビマークの設置目的及び効果についてであります。自転車ナビマークは自転車は車両であるという考え方を自転車利用者だけでなく、ドライバーや歩行者に対しても徹底させるとともに、自転車利用者に車道を通行するよう促すものであります。効果につきましては、自転車利用者だけでなく、ドライバーにも自転車の車道走行を意識させ、車道内で自転車と車両が共存しやすくするとともに、逆走や事故の減少などに効果があると言われております。

次に、設置基準及び状況についてであります。自転車ナビマークは自転車が通行すべき部分と進行すべき方向を路面に標示するための法定外標示であり、設置につきましては自転車レーンや歩道のある道路の車道の左端、路側帯のある道路の車道左側、歩道内の自転車通行部分としております。市内では、幹線道路への設置を順次実施し、自転車通行空間のネットワーク化を進めております。

次に、市民への周知についてであります。現在、自転車ナビマークの周知につきましては、東大和市青少年対策地区連絡協議会の機関紙に年1回掲載していただいております。今後、市のホームページへの掲載を検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の課題についてであります。現在、市内幹線道路への設置を進めておりますが、主要な生活道路についても設置について検討していく必要があるものと考えております。

次に、コミュニティタクシー運行に向けての取り組み及び進捗状況についてであります。市では公共交通空白地域におけますコミュニティ交通を考えるため、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに基づき、地域の皆様とともに地域にふさわしい交通の検討に取り組むこととしております。現在、芋窪地域と湖畔地域に地域の皆様による検討組織が立ち上がり、コミュニティ交通に関する勉強会を初めとして、地域内の道路状況の調査などを実施し、運行ルート設定に向けた検討に取り組んでいるところであります。

次に、コミュニティタクシー運行に向けての課題についてであります。地域にふさわしいコミュニティ交通の運行を実現するためには、地域の道路状況等から車両の通行に関してさまざまな制約がある中、地域の皆様の合意形成を図り、地域が支える交通として将来にわたって持続可能なものとする必要があります。そのため、運行ルートの設定はもとより、運行計画を地域の皆様、関係機関等と連携して検討し、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに基づき、必要な手続を計画的に進めることが重要であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○5番（二宮由子君） 御答弁をいただき、ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、東大和市交通安全計画、平成28年度から32年度についての従来の施策を踏まえ、新たに組み込まれた施策はについてです。

御答弁では、高齢者の交通安全など、ほかありましたけれども、新たに追加されたとのこと。そこで、その御答弁の中でありました新たに追加された施策の詳細について、まず伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 前回の交通安全計画からの追加された施策についてでございますが、先ほど市長の答弁にもございましたように、3つほどございます。

1点目が、高齢者の交通安全ということで、その中の基本的考え方におきまして、前回の交通安全計画で明

記しておりました自動車等を運転する高齢者を対象に、身体機能の特性等を考慮した交通安全教育の推進を図るという内容につきまして、平成29年3月に改正されました認知機能検査等に関する道路交通法改正についてを追加しました。2点目としまして、運転免許証の自主返納制度を広く広報していくことを追加しました。

大きい2つ目でございますが、公共自転車等駐車場の整備を含む自転車通行空間等の整備でございます。こちら3つございまして、1点目が自転車走行空間の文言を、現在、一般的に使用されております自転車通行空間に変更しました。また、歩行者、自転車の安全確保をするためではなく、歩行者、自転車、自動車等の道路利用者がともに安全に通行できる道路空間を実現するためとしました。2点目としまして、自転車等駐車場の文言を、現在進めております公共自転車等駐車場に改めまして、自転車等駐車場の混雑の緩和を図るから、自転車利用者の抑制を図るに変更いたしました。3つ目が、自転車等利用総合計画の策定を東大和市自転車等駐車対策に関する総合計画の推進に改めたものでございます。

大きい3つ目でございますが、通学路の安全点検でございます。こちらにつきましては、道路交通環境の整備の中で、平成24年度から毎年1回実施してございます通学路の安全点検につきまして、明確化したものでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今、詳細伺いましたけれども、今伺った施策の内容というのは、主に文言の変更ですか——だったり、追加だったりとか、前回の結果とそれほど内容的には変わりがないように思います。そこで、計画を策定される際、その都度、その大幅な変更というものはないにしろ、今回、策定された平成28年度から平成32年度の5年間の計画の中で、特に市が積極的に取り組もうと考えていらっしゃる施策について伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今回策定しました交通安全計画の目標の重点課題としまして、4つ掲げてございます。その中でも、特に交通事故の発生と死傷者数を最大限抑制することとしまして2点ございます。1点目が高齢者の交通安全の確保、2点目が自転車の安全利用の推進でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の当市、特に市が積極的に取り組む施策というのを伺ったんですけども、御答弁のあった交通事故の発生死傷者数を最大限抑制する取り組みというのに関しては、壇上でも申し上げましたけれども、自転車ですとか高齢者の交通事故というのは、居住地の近く的生活道路で発生している事例が多くありますので、次の通学路及び生活道路の安全確保について伺いますが、その通学路については、先日、同僚議員が小学生の登校中の事故での通学路の安全点検について質問し、点検の結果というのはホームページで公表しているという御答弁がありましたので、私のほうでは、その安全点検を行う際に、市内全域の中で安全点検が必要との判断はどなたが、どのように判断し、安全点検が実施されるのかを伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 通学路の合同点検につきましては、平成24年度から毎年1回実施してございます。その点検を行う際の点検が必要との判断はどなたが、どのように決められたのかということでございますが、通学路の合同点検日に向けまして各学校やPTAの方々が事前に通学路を現地確認し、安全対策が必要ではないかという箇所を抽出していただきまして、合同点検の日には交通管理者である東大和警察署、また道路管理者である市の土木課が協議しまして、対策が必要か否か、または対策が必要な場合の可能な対策を決定していくということが通常の流れになってございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 通学路の安全確保には、学校ですとかPTAですか——と連携した個別の安全点検と

いうのも重要だというふうには思うんですけども、そのドライバーに対して、ここは通学路ですよということを認識していただくための対策として、看板の設置やスクールゾーンの道路標示、またその通学路を標示した路面シートの張りつけなどの取り組みも、私は非常に重要であると思うんです。中でも、視覚的に効果があるのは、市内はあちこちいろいろと看板の設置されてありますけれども、実際には看板の設置よりも本来であれば道路面に直接スクールゾーンですとか、その通学路という標示が、視覚的にも効果があるのではというふうに思うんです。そこで、市内でスクールゾーンや通学路の路面標示の実施状況を伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） スクールゾーンにつきましては、7時30分から8時30分までの車両通行どめ箇所におきまして、市内で24カ所に路面標示を行っております。また、通学路の路面標示につきましては、通行車両の速度を抑制することや、児童に対しまして注意を促すものとしまして、通学路注意の路面標示を行っている箇所が数カ所ございます。通学路の路面標示につきましては、箇所数につきましては集計はしてございません。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺ったように、スクールゾーンでは、子供たちの登下校の際の通学路の安全確保をするために、時間帯を指定して車両の通行が規制されていますので、市内24カ所ですか——の路面標示というのは、そのドライバーに対してもスクールゾーンを認識していただくために、視覚的にも効果があるというふうに思います。通学路についても、数カ所、路面標示していただいているところですので、今後、ぜひとも通学路の標示、箇所をふやしていただくように御検討いただきたいと思います。

次の視覚的に効果のある歩道や路側帯の拡幅及びカラー化の推進はについて伺いたいと思います。

歩行者の安全を守るための路側帯のカラー化というのは、ドライバーに対し視覚的にも注意喚起として即効性のある取り組みです。御答弁では、通学路へのグリーンベルトの区画線設置や交差点のカラー化など推進されているということです。グリーンベルトと聞きますと、そのグリーンのベルトですから、路側帯全体が、例えばネットでも検索してみますと、路側帯全体が緑の帯状になっているものを想像してしまいますけれども、実際にこの市内のグリーンベルトを設置している道路を走行してみると、御答弁でグリーンベルトの区画線設置っておっしゃっていますように、帯状ではなくて、路側線の内側に表示されている緑の線ということでした。そこで、その路側帯全体とまでは申し上げませんが、その歩道と車道が区分されていない生活道路の交通安全対策として取り組まれているのですから、少なくとも路側線よりも太いグリーンベルト、例えば路側線2本分ぐらいの太さで標示していただくほうがより効果的ではないかと考えますが、御見解を伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 通学路へのグリーンベルトにつきましては、ここ数年、積極的に路面の設置を取り組んでございます。そのような中で、太い標示でございましたら、より強調され、効果はあると考えてございますが、設置費用がかなり高いんですね。そのようなことから、限られた予算の中で長い距離の標示ができるよう、現在は路側線と同じ15センチの幅で実施しているような状況でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 限られた予算なのでということで、太さよりも距離ということですか——を選ばれたということなんですけども、ぜひ早目に、長い距離とおっしゃっているので、早目に標示を完了していただきまして、例えば予算のやりくりなどでさらに標示が可能な状況になりましたらば、先ほど伺った通学路の安全点検の際に車両の通行量やスピードを出す車が多い生活道路に対して、路側帯のカラー化などの対策が必要と判断された場所を優先して、歩行者の安全を守るためにもより効果的なグリーンベルト、路側線よりも太いグ

リーンベルトを標示できるように御検討いただきたいと思ひます。

次に、今後の課題はについてです。

高齢社会に向けての高齢者の交通安全の確保など、実施可能な施策を行っていくとの御答弁をいただきました。そこで、その歩行者優先の施策として、自動車の通行部分の幅を物理的に狭める狭窄やハンプなどのドライバーの速度抑制策に効果があると言われているものもござひます。そこで、グリーンベルトの標示とあわせて、今申し上げたような狭窄ですとかハンプなど、新たな取り組みについての実施の可能性について伺ひます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 狭窄やハンプのことについてでございますが、狭窄につきましてはポールコーン等、道路の両側とか片側におきまして道路を狭めて速度規制をするものでござひます。また、ハンプにつきましては、段差をつけたりするようなものでござひますが、歩行者等の安全対策の一つとしまして、このような狭窄やハンプにつきましては、歩道が設置されていない道路などで速度規制を促すものとして有効であると考えてござひますが、今後、交通管理者でござひます東大和警察署と連携しまして、その道路の状況に応じましたさまざまな対策について取り組んでいきたいということで考えてござひます。

以上でござひます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁のあったハンプなんですけれども、ハンプには御答弁でおっしゃった段差をつけるハンプと、実は路面に標示するだけで立体的に見えるイメージハンプというのがあります。遠くから見ると、実際に障害物があるかのように目が錯覚するというものなんですけれども、これは非常に車両速度を落とさせる効果があると言われてひます。また、そのイメージハンプを車線内の左右に設けることで、通行帯を狭く見せるタイプですとか、あと車線の外側に設けて、いかにもそこに縁石があるように見せかけるタイプがありまして、狭い道路でも物理的な制約を設けることなく、車両の速度抑制、抑制対策として効果が期待されるものです。限られた予算という厳しい状況ではありますけれども、ぜひこのイメージハンプというものも含めて御検討いただけるように、これは要望とさせていただきます。

次に、ゾーン30についての整備目的及び効果はについて伺ひます。

効果として、車両の通り抜けを抑制し、地域の方々が安心して生活できるようになるとの御答弁をいただきました。そこで、ゾーン30内での車両の通り抜けに対する規制について伺ひます。

○土木課長（寺島由紀夫君） ゾーン30内の区域の規制としましては、車両の最高速度30キロメートル毎時の速度規制以外はござひません。通り抜けに対する規制もござひません。その他の個々の道路に対しまして、他の標識としての規制でござひますが、その中で居住者用車両以外、通行禁止の規制が同時にかかっている道路等がござひます。

以上でござひます。

○5番（二宮由子君） ゾーン30というのは、歩行者や自転車の安全な通行を確保することですとか、その地域の方々が車から脅かされることなく、安心して生活できる区域をつくるのが目的とされておりますので、車両の通り抜けに対する特別な規制がなくとも、今御答弁でもおっしゃってましたように、居住者用車両以外通行禁止の規制がかかっている道路があるようですが、その全ての道路ではありませんので、道路管理者である市としても、このゾーン30に対し何らかの対策を講じる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） このゾーン30が設定され、規制されるときに、警察署のほうと協議をさせていただきますまして、ゾーン30の各入り口道路の路面に、白文字で路面にゾーン30の標示を行い、視覚的に認識できるよう実施している状況でござひます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁があったゾーン30の路面標示については後ほど伺いますので、次の整備基準及び状況はについて伺います。

整備状況について、御答弁では立野2丁目、中央1丁目、仲原1・3・4丁目、向原1・4丁目の一定の区域に整備されているということです。今回、私、ゾーン30について質問させていただききっかけが、用水北通りを車で走行中に、これ今思えば向原4丁目なんですけれども、見なれない小さな標識を見かけたんですね。何だろうこれって思ったんですけど、御答弁のあった区域というのは、整備基準である幹線道路に囲まれては思いますけれども、その車両の通り抜けの抑制を重視するならば、御答弁でありました例えば立野ですとか仲原、向原、整備された区域以外にも生活道路への通り抜け車両の流入が懸念される区域、もっと優先して整備すべき区域があるのではないかというふうに思うんです。そこで、警視庁においてゾーン30は整備されたとの御答弁でしたが、どのような経緯で、これらの区域が選定されたのか伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） ゾーン30につきましては、警視庁が決定したものでございますが、東大和警察署に確認しましたところ、幹線道路等に囲まれている生活道路が集まった市街地の区域、それと余り広い区域にならず、時速30キロメートル以上の速度規制がない箇所を基準に、小中学校の近辺であることや通学路があることを鑑みて設定したとのことでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今、時速30キロ以上の速度規制がない箇所を基準に設定されたということですので、次の一般的な速度規制との違いはについて伺いたいと思いますが、一般的な速度の規制というのは、それぞれの道路ごとに実施されますので、ゾーン30とはちょっと違うと思うんですね。ゾーン30では、対象区域内の道路全てに30キロの速度規制が適用されるというふうに御答弁をいただきましたので、ゾーン30は歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的として整備をされていますので、ゾーン内での車両走行速度というんですか、その抑制を図るための先ほども申し上げました、例えば路側帯の拡幅ですとかカラー化ですとか、市で取り組めるイメージハンプですとか、そういったことも含めて道路管理者として交通安全対策を優先的に取り組む必要が、ゾーン30の中にはあるのではないかと私は思うんです。もしそうでなければ、ゾーン30内に居住されている方に何のメリットもないと思うんですね。この区域は、ゾーン30ですよという——その指定されているにもかかわらず、何の手だても起こらなければ、別にこれ指定する必要も何にもないと思うんですが、その点に関してはいかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほども答弁させていただきましたが、ゾーン30につきましては警視庁が実施し、規制をかけたものでございます。ただ、歩行者等の安全な通行を確保をしていくという観点から、市におきましても設置者である東大和警察署と協議を行いまして、ゾーン内居住者の方やゾーン外の方々に対しまして、効果的な対策について今後も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） これから効果的な対策を考えるという、協議されるという御答弁でしたので、ぜひ今後の対策を期待します。

まずは、そのゾーン内、ゾーン外の方に、多くの方にこのゾーン30というものについて知っていただく必要がありますので、次の市民への周知はについて伺いたいと思います。

市では、周知を行っていないというふうに御答弁いただきましたけれども、そのゾーン30を多くの方に知っ

ていただくためには、私のように走っている車を走行中に気づくなど、標識の設置ですとか道路標示も含めて周知の一つであると思います。そこで、ゾーン30についてのどのような標識が設置され、どのような標示が行われているのかを伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 標識や標示についてでございますが、先ほど議員のほうからもお話がありましたとおり、東大和警察署ではゾーン30の各入り口にゾーン30の標識、ゾーン30と書いてあります標識を設置してございます。また、市では先ほどの答弁のとおり警察署との協議によりまして、同場所の道路路面に白文字でゾーン30の標示を行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 私も気づきましたからね、標識の設置というのは行っていると思うんですけども、また後、加えて路面標示も、警察との協議によって路面標示もされているということです。じゃ、現在どれだけのの方が、このゾーン30を知っていらっしゃるかというふうにちょっと疑問に思うんですね。歩行者や自転車の安全な走行、通行ですか——を確保するため、その目的とされている交通安全対策の一つでもありますので、知っていらっしゃる方、認知されている方が少なければ何の効果も得られないと思うんです。そこで、市と警察署が協力して、市としてもホームページの掲載を検討されているという御答弁もいただきましたが、ホームページというものは、非常に便利なものなんですけれども、それを御利用されていないという方もたくさんいらっしゃると思うんです。ですから、ホームページの掲載も含めて、市報への掲載などなど、市民への周知に努めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在、市ではそのような周知を行ってございませんので、今後、市のホームページ掲載の検討とあわせて、市報への掲載も検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、掲載、御検討いただきたいと思います。

次に、今後の課題はについてです。

ゾーン内の方々が認識されていると考えるが、ゾーン外の方への周知方法が課題との御答弁をいただきました。そこで、そのゾーン内の方々に、ゾーン内を認識していただくために、どのような周知をされたのか、例えばゾーン内に設置しましたというような、チラシでも何でもいいんですが、そういうものが——方法で周知をされたのか否かを伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） どのような周知をされたかということでございますが、市におきましては先ほど申し上げました路面標示で視覚的にわかるようなものを行ってございます。また、今後、市のホームページ等の掲載、先ほど申し上げましたが、そちらのほうの周知を図ればいいかなということで考えてございます。

もう一つ、東大和警察署でございますが、こちらにつきましては特にゾーン内の住民の方への周知はしていないとのことでございますが、標識や路面標示、また警視庁のホームページの広報によりまして認識はしていただいているのではないかとの見解でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） これね、ある日、突然、家の近くに標識が設置されたりですとか、路面に標示がされたとしても、これ誰も気づかなければ、またそれが何を意味をするのかというのが理解されていなければ、生活道路の安全対策とは言えないというふう思うんです。ですから、ぜひとも市報やホームページを活用して、ゾーン内、またゾーン外の多くの市民の方々に周知に努めていただけるよう、これは要望とさせていただきます。

す。

次に、自転車ナビマークについての設置目的及び効果はについて伺います。

自転車は、車両であるとの考え方を認識していただくためにも、自転車ナビマークは非常に効果的で、私も以前より推進している1人であります。4年前の平成25年に自転車の安全利用の促進について伺った際、自転車ナビマークは市内で2カ所の設置でした。この4年間で設置箇所が急速にふえたのは非常に喜ばしいことですが、設置されてる道路の中には自転車の安全が本当に確保されているのか、設置の効果について車道内で自転車と車両が共存しやすくするとの御答弁もありましたけれども、自転車の安全確保に疑問を感じる場所がありますので、次の設置基準及び状況はについて伺いますが、設置基準についてはその歩道のある車道の左側や路側帯の車道側などの御答弁をいただきました。そこで、青梅街道の自転車ナビマークについてを伺いたいと思います。青梅街道というのは歩道の拡幅工事を東大和市駅側から実施されています。自転車ナビマークは、車道の左端ですね——に標示されておりまして、場所によっては路側線の外側というんでしょうか、車道側に標示をされている状況です。これ同じ道路上であるのに、その標示が違うということで、自転車がスムーズな走行の妨げになるのではないかというふうに思うのですが、このような標示の違いについて伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 青梅街道に設置されましたナビマークにつきましては、警視庁が設置したものでございますので、東大和警察署に確認をしました。確認したところ、外側線の歩道側に自転車が通行できるスペースがあれば、歩道側の部分に設置するというところでございます。これは街渠のエプロン、ブロックの車道側のコンクリートの部分でございますが、この部分を除いて1メートル程度ある場合ということでございます。逆にこの外側線の歩道側に自転車が通行できるスペースがない場合には、自転車の通行上、安全確保ができませんため、外側線の車道側に設置しているとのことでございまして、道路の幅員構成や構造によるものであるとのことでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺ったように、道路の幅員ですか、あと構成や構造によって標示が異なるということですが、実際に車道の自転車ナビマークの上を、ナビマーク上というんですか——を走行している自転車というのは、例えば外側線の車道側に設置されている自転車ナビマーク、これこちらに、こちらの自転車はここを通ってくださいと、誘導ですよ、ナビマークというのは。その誘導には従わずに、結果的にその外側線の歩道側の安全を確保されていない、スペースがないと言われているところを実際に走行されているんです。構成や構造によって標示が異なるのであれば、外側線の歩道側に自転車が通行できるスペースがない場合は、外側線をなくしてしまうか、それともまた外側線、路側帯というんですか、その幅を広くすることで自転車ナビマークというのは設置できると思うんです。それによって、一つの道路が、あるところでは車道の左側、あるところではその外側線の車道側という、入り組んではなくて、スムーズに通行ができる環境を整えることができると思いますので、ぜひとも自転車の安全確保を第1に考えた自転車ナビマークの設置を、私は要望させていただきます。

先ほどの設置状況の御答弁の中で、市内幹線道路への設置を順次実施しているとのことでしたが、車道の幅員が狭くて、歩行者との接触事故が懸念されている用水北通りへの自転車ナビマークの設置こそが、本来であれば私としては優先されるべきではないかなというふうに思うんですが、いまだに実施されていない状況を伺うのとあわせて、設置時期についても伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 用水北通りへの自転車ナビマークへの設置についてでございますが、市では平成

24年度から幹線道路にナビマークの設置を実施してございますが、まずは外側線の歩道側ですね、歩道側に自転車安全に通行できるスペースがある都市計画道路から先行しているような状況でございます。市道第1号線、用水北通りにつきましては、車道幅員が狭く、外側線がないことから、今まで実施を見送ってききましたが、ここで東大和市駅前の青梅街道に警視庁が設置しましたナビマークが設置されましたことから、市道第3号線、けやき通りを結ぶ自転車通行帯のネットワークとして有効だと考えますので、今後、実施していきたいということで考えてございます。ただ、まだ時期については予算の関係もございますので現在は未定でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、早期実施をお願いしたいと思います。

自転車通行空間のネットワーク化を進めるためには、自転車ナビマークの設置箇所をふやす必要性は理解できますが、例えば自動車や大型トラックなどの交通量が多い新青梅街道など、先日の同僚議員の交通事故に対する質問での御答弁でも、交通量が多い新青梅街道は事故が多いとおっしゃっていたように、新青梅街道に自転車ナビマークが本当に必要なのかというふうに疑問に感じてしまうのは、私だけではないと思うんですけども、渋滞が発生しない、そもそも渋滞が発生しないためには一定の速度での走行が望ましいというふうに言われています。新青梅街道の速度規制は50キロですから、ドライバーの皆さんは50キロの一定速度で走行しています。その状況で、自転車が車道の左側を走行していたら、一般的なママチャリと言われている自転車は、速度として約15キロから19キロですか、一生懸命走ってですね。クロスバイクは約18キロから22キロ、またロードバイクは約20キロから25キロと言われているように、自転車を追い越す際、もちろん車はその50キロよりもスピードを落として追い越しますので、その50キロの一定の速度から、速度を落とすということ自体が、後ろが詰まってしまって渋滞が発生してしまう可能性もあります。また、追い越す際に、自転車が車側、要するに自分が運転してるドライバーというんですか、そちら側に倒れてこないように、危険を回避するために必要以上に追い越し車線へ寄ってしまい、車、車両と車両の接触事故が発生してしまう可能性も考えられています。これ実体験ですから、実際に新青梅街道を走ってて、非常に怖い思いしましたので。東京都の方針で自転車通行空間のネットワーク化を進めるために、自転車ナビマークの設置箇所をふやすのが目的であっても、なぜ交通量が多い新青梅街道に自転車ナビマークが設置されたのかの経緯についてを伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 新青梅街道につきましても、警視庁が計画し設定したものでございます。警視庁が自転車に対する道路利用者の意識改革を推進し、自転車関与の交通事故を削減するという新たな取り組みとしまして、平成28年度から平成30年度までの3年間で都内の国道や都道の約半分、1,100キロメートルに自転車ナビマークやナビラインを整備し、3年後にその効果について検証するという事業でございます。ナビラインは、交差点などで誘導する青のラインのものでございます。

この設置の意図としまして、自転車利用者に対しましては、車道の左端を通行するという意識づけを行い、また自動車運転者に対しましては、車道の左側端には自転車が走行しているよというような意識づけを行うことであるとのことでございます。東大和市では、この新青梅街道と青梅街道が対象路線になっていることでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 警視庁の取り組みとして整備されているので、市が何らかの意見を述べる余地はないというふうに思いますけれども、意識づけという点で申し上げれば、新青梅街道や青梅街道に設置されなくても、市内の一定の交通量のある道路に設置することで、自転車ナビマーク上を走行する方が、多分青梅街道、青梅

街道は多いか、その新青梅街道よりも多くいらっしゃると思いますので、自転車と車両の両面からも十分に意識づけになると思います。また、その多くの方に自転車ナビマークを知っていただくためにも、市民への周知というのは、ゾーン30と一緒にですが、市の取り組みとして重要となりますので、その次の市民への周知について伺いますが、その御答弁では東大和市青少年対策地区連絡協議会ですか——の機関紙に年1回載せていただいているというふうな御答弁でした。ホームページの掲載も検討していただけるとのことですけれども、ホームページを、これもゾーン30と一緒にです。ホームページを御利用されていない市民もいらっしゃいますので、ぜひ交通安全週間という期間もありますので、その期間を活用した広報ですとか、あと市内の各イベントでの広報活動ですとか、また市報も含めて積極的な取り組みを御検討いただきたく、御見解を伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほどのゾーン30も、あわせて市報のホームページの掲載の検討、また市報への掲載も同時に検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、御検討もお願いいたします。

次に、今後の課題はについてです。

主要な生活道路への設置を検討していくとの御答弁でした。ぜひとも、しっかりと検討していただいて、先ほども申し上げましたけれども、自転車走行の安全性が確保されている道路への設置を要望させていただきます。

次に、コミュニティタクシーについての運行に向けての取り組み及び進捗状況はについてです。

東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに基づき、検討に取り組んでいるとの御答弁をいただきました。そこで、この東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインの公共交通サービスエリアについて、空白地域として記されている地域を伺います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） コミュニティバス等運行ガイドラインの巻末に、公共交通サービスエリアの図を添付しております。この図につきましては、当市では鉄道駅、モノレール駅から半径500メートル、バス停留所から半径300メートルを公共交通サービスが行き届いているという地域にして着色しております、その裏返しといたしまして、着色のない白地部分が公共交通空白地域というような形で出現します。地域には、芋窪地域、湖畔地域、高木3丁目周辺地域、向原1丁目周辺地域、新堀地域、桜が丘地域にこの白地の地域が出現しているという状況でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 公共交通空白地域の解消を主な目的としたコミュニティ交通の代表的な形態として挙げられているのが、コミュニティタクシーです。そこで、今伺った空白地域として記されてる、示されているというんですか、今伺ったのは6つあると思うんですけど、その6地域のうちにエリアの広い高木3丁目周辺地域ですとか、向原1丁目周辺地域について、市が公共交通空白地域として認識しているのに、その地域の皆様による検討組織が立ち上がっていない状況について伺います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 地域交通の具体的な検討につきましては、地域で自主的に立ち上がりました検討組織と、市が連携することが基本ということで市は捉えております。地域の皆様が主体となることで、自分たちの交通機関という意識が醸成され、みずからの問題として運営上の課題を考え、将来にわたって持続可能な地域交通を構築できるというふうに考えております。市は、このような組織と一緒に課題を共有し、その地域にふさわしいものを協働してつくり上げていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） そうしますと、今後その公共交通空白地域として示されている高木3丁目周辺地域や向原1丁目周辺地域などで、平成27年に湖畔地域、芋窪地域、あと清原地域、新堀地域ですか、清原・新堀ですか——で開催されたような勉強会と、趣旨というものは異なるかもしれませんが、地域の機運を盛り上げる地域住民が主体となった組織を立ち上げるきっかけづくりとなるような、勉強会などの開催についての御見解を伺います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 昨日も他の議員さんからの質問にもお答えいたしましたけれども、現時点では高木3丁目地域や向原3丁目地域を中心とするようなところに、平成26年や27年に行ったような説明会をもう一度、行うという予定はございません。平成26年に行った説明会につきましては、平成27年2月の見直しにより、ちよこバスのルートから外れることになった芋窪地域、清原・新堀地域に丁寧の説明をする必要があるだろうということから説明会を開催したものでございます。また、平成27年7月の勉強会につきましては、ちよこバスルートから外れた芋窪地域、清原・新堀地域に加えまして、それ以前から地域での地域交通検討の機運があった湖畔地域に対して、今後、市の考える地域交通について御理解をいただきたいというようなことから勉強会を行いました。そういった取り組みを経まして、その後、芋窪地域、湖畔地域には、このガイドラインがちょうどできた、できたというか、つくってる最中ではございましたので、出前講座の要請がございましたので、出前講座を行い、現在、検討会が立ち上がっているというような状況でございます。その地域にふさわしい交通を考える取り組みといたしまして、市は一定の役割を果たしているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御説明だと、例えば高木3丁目ですか——とか、あと向原1丁目は、そのちよこバスのルート上でなかったから、例えばそういった組織を立ち上げるような勉強会は開催しなかったという認識でいいのかだけ確認させていただきます。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 前回のルート見直しに当たりまして、市民の皆様理解を求めるといった取り組みの中では、そのような考えから行っておりません。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） この今回策定された、今回というか、策定された東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインで、空白地域として明らかにされておりますので、交通空白地域の解消や、また地域コミュニティーの強化を図るためにも、地域の皆さんが主体となる組織立ち上げのきっかけづくりとなるような公共交通を考える勉強会などの開催を、ぜひともこの高木3丁目、向原1丁目御検討いただけるようお願いいたします。次に、今後の課題はについてです。

このガイドラインに基づいて、必要な手続を計画的に進めるとの御答弁をいただきました。そこで、その地域の皆様との協議や検討の結果、運行ルートの設定が示されてから、実際の運行までのスケジュールについて伺わさせていただきます。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 今後の手続につきましては、ガイドラインにフローを示してございます。それを進めていくこととなりますけれども、まずは試行運行を実施しまして、その状況を検証した上で本格運行となるものでございます。試行運行の実施に当たりましては、運行事業者との調整、運行計画の作成、公共交通会議への協議、国土交通省、関東運輸局への許可申請等を得ることとなります。地域によりまして、検討

状況等、異なるために、標準的な日程というものをお示しすることは困難でございますが、現在の取り組みのスケジュール感につきましては、平成29年度から31年度を期間とする現実実施計画においてお示ししているところでございます。その内容は、おおむね順調に検討が進むことを前提にいたしまして、本年度ですね、平成29年度に試行運行の準備、平成30年度に試行運行開始、平成31年度に本格運行とする予定を立ててるところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 根本的に、基本的にコミュニティタクシーの導入というのは、その地域が主体となる自分たちの交通機関という意識、機運の盛り上がりが必要となります。芋窪地域ですとか湖畔地域は、平成27年7月に行われた地域交通に関する勉強会から、その住民の意見を集約しながら運行に向けての準備段階として本格的に検討組織が立ち上がり、もうこれ既に2年が経過しています。これから運行ルートが設定されて、諸手続を経て、実際の運行までは検討が順調に進めば実施計画に沿った、平成31年度には本格運行するとの御答弁をいただきましたので、ぜひ地域の皆さんの自分たちで考えて進めてきた、自分たちで導入した交通機関、また地域に親しまれる交通機関として、その機運が盛り上がってる状況、またそのモチベーションを保つためにも、実施計画で示されてるスケジュール、2年後ですか、平成31年度の本格運行に向けて、着実にコミュニティタクシー事業を進めていただきたく要望し、最後に市長の御所見を伺わせていただきます。

○市長（尾崎保夫君） 安全安心のまちづくりという、全般ということでもいいかなと思うんですけど、東大和市の交通安全計画というのをここできちっと新たに、28から32年度ということ策定させていただいた。これはその前も同じですけども、人と、それから自転車、自動車等の車両と安心に共存できるような空間を、環境をどうつくっていくかという、その計画、ロードマップになるのかなというふうには思っています。やはりその時代、時代によって交通安全対策も大きく変わってきているのではないかなというふうに思いますし、今御質問のあったゾーン30とか自転車のナビマークなんていうのは、ついこの間までは余り考えられなかったことではないかなというふうに思っています。やはりこれは、ゾーン30は、その地域の人と自転車、そしてそこを通行する車両との安全な空間をどうするかということの一つの試行的に行われたものではないかなんていうふうな考え方もあります。それから、自転車ナビマークは、まさにそのとおりだろうというふうに思っています。

それから、コミュニティタクシーにつきましては、先ほど私どものほうの職員の答弁がありましたように、市民とそして事業者、市が協働してやっていくということでありまして、一番のやはりポイントはそこにいる地域の方々が一つの方向に向かってまとまっていくということが大切、そして持続可能性ということも当然考えていかなければいけないのかなと思っているわけでございますけども、そういった中で先ほどロードマップということがありましたけども、ロードマップにはあのような形で、これから試行と、それから準備、試行という形で3年ということになっていきますけども、果たしてその3年でいいのかどうかというのは、それぞれの地域のまとまり方というか、進め方によって大きく違ってくるだろうというふうに思いますし、行政側がある程度、いろんな資料を調べたりとか——ことはお示するということは、援助という意味で必要かなと思えますけど、最終的には御質問者が言われたように、自分たちで決めて、自分たちでつくったと、そういう意識をしっかりと持っていけるような形で進めていくのが大切だというふうに思っています。ですから、ロードマップも一応ありますけども、それはあくまでも日程、予定ということで、そのとおりということには、100%ならないのかなというふうにも思っているところです。

以上です。

○5番（二宮由子君） ぜひ、安全安心のまちづくりの観点からも、交通安全対策しっかりと進めていただきたく要望いたしまして、以上で私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時46分 休憩

午後 3時56分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（押本 修君） 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

〔1番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

今回、5つの点についてお伺いしたいと思います。

まず第1に、障害者の福祉施策についてです。

「第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画」を平成30年から実施するために、その策定のためのアンケート調査結果が発表されました。調査からわかった課題や市の考え方についてお伺いをいたします。

続いて、大項目の2では、高齢者の医療・介護の負担についてです。

同じく30年度から「第7期介護保険事業計画」がつくられますが、この準備のための調査結果が発表されました。調査からわかった課題や市の考え方についてお伺いします。

3番目に、国民健康保険事業の広域化についてです。

平成30年度から国民健康保険事業の広域化の計画がされますが、この準備状況や課題についてお伺いいたします。

それから、4番目に嘱託員・臨時職員の任用についてです。

地方公務員法が5月に改正されました。今後の嘱託員・臨時職員の待遇にどのような影響があるのか、課題や市の考え方についてお伺いいたします。

そして、5番目に市営自転車等駐車場の使用についてです。

市営自転車等駐車場の有料化がこの秋から計画されています。実施までの準備状況や利用者への告知、また利用条件等について課題や市の考え方をお伺いいたします。

以上です。再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。よろしくお祈りいたします。

〔1番 森田真一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画策定のためのアンケート調査結果についてであります。今回のアンケート調査により、市内の障害のある方の生活実態等を一定程度把握できたものと考えております。現在、地域福祉審議会において、計画案策定のための審議を進めて

おり、今後、審議会におきましてアンケート調査結果の検討を行い、課題等を整理し、その対応等を次期計画に反映させてまいりたいと考えております。

次に、第7期東大和市介護保険事業計画準備調査の結果についてであります。平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第7期介護保険事業計画の策定準備のため、介護保険の被保険者の方等を対象にアンケート調査を行い、報告書にまとめたものであります。報告書からの課題等の整理につきましては、今後、介護保険運営協議会において行い、その対応等を次期計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険事業の広域化の準備状況と課題についてであります。法律の改正により平成30年度から東京都が財政運営の責任主体としまして、区市町村とともに国民健康保険事業を運営することとなりました。現在、東京都国民健康保険連携会議におきまして、国民健康保険運営方針の策定等について議論されているところであります。国からの資料によりますと、東京都への納付金額等の確定時期が平成30年1月と示されており、非常に短い時間で必要な事務を進めなければならないことが課題であると考えております。

次に、嘱託員・臨時職員の任用についてであります。嘱託員・臨時職員につきましては、地方公務員法を根拠としまして任用しております。このため、地方公務員法の改正により、その任用方法等に影響があるものと認識しております。なお、法律の具体的な運用につきましては、今後、総務省等から示されることとなりますので、情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、市が管理する自転車等駐車場の有料化に伴う準備状況等についてであります。現在、各駅周辺の公共自転車等駐車場の有料化に向けまして、各自転車等駐車場の整備に着手しているところであります。また、利用者への周知方法や利用条件等につきましては、平成29年3月に公共自転車等駐車場の設置運営に関する協定を締結しました。公益財団法人自転車駐車場整備センターと協議を行っているところであります。利用者の方々が混乱せず、スムーズな移行ができるよう周知していくことが大切であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○1番（森田真一君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、障害者の福祉施策についてです。

市の障害者福祉施策の課題の1つに、障害者の高齢化に対応するということが、これまでおっしゃられていたことと思います。平成22年に国と障害者自立支援法訴訟団との間に、合意に基づいて65歳以上の介護保険優先原則を廃止し、障害の特性を踏まえてしっかり対応することと明記された基本合意が交わされています。その後、このことが確実に履行されているのか、介護保険の枠内に必要なサービスが抑制されていないかということが、この間、課題になっていたわけですが、この2年前の調査結果などと比べてどのようになっていったかということについて、まずお伺いをしたいと思います。

まず初めにですが、どの程度、まず高齢化が進んでいるのかということについてお伺いします。全体または障害種別ごとなどについて特徴を教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害のある方の高齢化と障害種別ごとの特徴という点についてでございますが、今回の調査は前回の調査から約2年半という期間での調査ですので、全体的に前回と顕著な変化が出ていないというふうには受けとめておりません。障害者全体では、70歳代をピークとした山となっております。これは回答者全体の7割近くを占める身体障害者の傾向とほぼ一致するものであります。身体障害者は、60歳代以上が

82.3%、前回調査より3.4ポイント上昇しております。知的障害者は40歳代までが83.8%を占め、全体的に若い年代の方が多くなっております。精神障害者は40歳代をピークとした山なりの分布で、30歳代から50歳代が67.2%を占めております。難病患者の方は60歳代が23.3%と最も高く、40歳代から70歳代で72.9%を占めるといような結果になっております。

以上です。

○1番（森田真一君） これ見てみますと、多くの方、身体障害の方が多いということで、この高齢化ということが重要になってくるようですけども、特に資料を見てみますと、80歳以上の方が23%から31%、急増しているということが一つ特徴なのかというふうに思います。

次の質問とも重なってくるんですが、介護保険の要支援、要介護認定率にもこれが反映してくるのではないかとこのように考えます。身体では、要介護度別の割合というのはどのように変化しているのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 身体障害者の要介護認定度についてでございますが、介護保険の被保険者である40歳以上の方、1,659人のうち、508人、30.6%の方が要介護認定を受けていると回答をされております。そのうち467人が身体障害者で、要介護認定者の92%を占めております。このように、要介護認定を受けている方が全体の割合ではややふえておりますが、要介護度に顕著な差は出ていないというふうに受けとめております。

以上です。

○1番（森田真一君） このところ身体の方に絞って見ますと、身体全体では34%から35.2%ということで、そんなに変わらないという御答弁のとおりなんだと思うんですけども、要介護度の重さ別にちょっと2つのグループに分けてみると、こんな傾向があるんですが、身体全体では1.2%増となりますが、要支援2と、それから要介護1の軽度のグループを足すと3.7%の増となる一方で、要介護2から5の中重度のグループでは、これ前回と比較する2.3%の減ということになります。これは伝聞なんで、私も不確かなところはあるんですが、重度障害者の方からは、かねてより介護保険の要介護度の判定が実際よりちょっと軽くなって出てくると、こういうような気がしてならないんだというお話も聞いているんですが、いずれにせよ実際のサービスの利用への影響というのは、このことは影響は出てくるかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 介護保険の要介護度の判定と、そのサービスの利用に係る影響というところでございますが、今回の調査はあくまでも身体障害者手帳をお持ちの方に対して調査を行ったもので、高齢者等の要介護認定全体の状況を示すものではないというふうに認識をしております。障害福祉サービスと介護保険サービスの適用につきましては、法の規定により介護保険給付が行われるときは、障害福祉サービスの給付は行わないというふうにされておりますので、市においても法の規定に沿って取り扱いをしており、現在のところサービス利用に影響が出ているというような状況ではないというふうに認識しております。

○福祉部長（田口茂夫君） ちょっと補足をさせていただきたいと思いますが、国におきまして65歳以上の介護保険優先原則、これによりましてそれまでの障害福祉サービスが受けられなくなる課題に対しまして、今月、施行されました介護保険法等の一部を改正する法律におきまして、居宅サービス等の指定を受けている障害、介護のそれぞれの事業者が、他方の指定を受ける際の特例がそれぞれ設けられてきております。また、参議院におきましては、附帯決議が採決されまして、その中の1項目におきまして、共生型サービスの実施に当たっては、従来、障害者が受けていたサービスの量、質の確保に留意し、当事者及び関係団体の意見を十分に踏まえ、その具体的水準を検討、決定することというふうなものも出ている状況でございます。

以上です。

○1番(森田真一君) 私も、これまでの過去の質問でも、いわゆる併給問題ですね、介護保険と障害サービス、併給を求めてくる立場で質問させていただきました。今回も同様の御回答いただいたというふうに思います。65歳以上の介護保険優先原則によってサービス利用に支障が出ないように、引き続き御留意お願いしたいというふうに思います。

続いてお伺いしますが、障害者とその家族の加齢に伴って、住むところや住まい方などに対するニーズもまた変化してくるものと思います。全体、または障害種別ごとに前回と今回の実態の変化、また今後の希望についてどのような傾向があらわれてるかということについても教えていただければと思います。

○障害福祉課長(小川則之君) 住む場所についての実態と今後の希望についての変化ということでございますが、住まいや生活につきましても、全体としては前回と今回の調査では同様の傾向を示しているものというふうに認識しております。全体では、家族や親族と一緒に現在暮らしているというような方が69.8%いらっしゃいます。そして、それの方が将来どのような希望をお持ちかという部分では、同じ家族や親族と一緒に暮らしたいというような希望をお持ちという方が53%ということで最も高くなっております。

身体障害者につきましては、この全体とほぼ同じ傾向を示しておりますが、知的障害の方では将来の希望の部分が異なる傾向があります。家族と一緒に暮らしたいが34%、グループホーム等で暮らしたいという方が26.6%、障害者施設が8.9%、ひとり暮らしが9.3%ということで、知的障害の方は保護者の方が回答しているというような例が多いということもございますので、親なき後の住む場所としてグループホーム等の希望が高くなっているというような傾向がございます。

それから、精神障害の方は、将来の希望の部分で、家族と一緒にというのが42.2%に下がります。一方、ひとり暮らしを希望するというか、ひとり暮らしになるのではないかというようなお答えが25.4%ということで、ひとり暮らしの割合が高いというような特徴が出ております。

以上です。

○1番(森田真一君) やはり御家族中心というか、支えられての療養生活と言ったらいいんですかね——ということから社会的な施設などを頼りに自立生活を進めていくと、こういうふうにする必要がだんだん出てきているんだというふうに思います。市では、最近でも市内に知的障害の方々がグループホームをつくられるということに当たって、近隣の住民の方々にこういう施設なんですよというような御説明をされたりとか、いろいろそういう努力をされたということもお伺いしております。そういった努力を引き続き地域の住民の皆さんを巻き込んで理解していただくように、一層機会をつくっていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

まず、大項目の1については、これで締めさせていただきます。ありがとうございます。

続いて、大項目の2の高齢者の医療・介護の負担についてお伺いします。

まず初めにお伺いしたいんですが、第7期介護保険事業計画準備調査結果の発表がされて、調査からわかった課題や考え方についてお伺いしますということで始めましたけども、初めに今回の準備調査をもとに、今年度にこの第7期介護保険事業計画を策定していくわけですが、この計画策定に向けて基本的な考え方みたいなものを市でお持ちでしたら、まず教えていただければと思うんですが。

○福祉部副参事(尾又齐夫君) 基本的な考え方でございます。これにつきましては、平成29年3月に行われました厚生労働省の全国介護保険関係課長会資料によるところがございます。第7期介護保険事業計画の策定に

当たりましては、基本的には第6期からの位置づけとなりました地域包括ケアシステム、こちらの理念でございます高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じまして自立した日常生活を営むことができるように、医療、介護、介護予防等の日常の支援が包括的に確保される体制、この体制を堅持して地域包括ケアシステムをより深化、深めるという意味でございますが、推進していく必要があるとしてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） では、お伺いいたします。

ちょっと振り返りますが、2015年度の制度改定、これによって介護保険の利用料が年金収入で280万円以上の方については、この保険利用料負担ですね、1割から2割へと引き上げがされました。また、介護施設の食費、居住費などの補助についても制限が入り、サービス事業者の報酬については平均2.27%の引き下げ、特養ホームでは4.48%の引き下げということがあります。その後、利用者や介護従事者からさまざまな困難を訴える声を、私もこの場で何度か紹介させていただきましたが、市としては具体的に把握してないと当時は御説明をいただきました。このたび、この事業計画の策定に当たって準備調査が行われましたことで、これまでの指摘にかかわる内容が幾つか明らかになったものと考えます。調査結果について、順次お伺いしたいと思えます。

まず、事業所の経営状態についてなんです、昨年6月の議会での一般質問で、都市部の特養ホームでは稼働率の低下から26年度でも27%が経常赤字だったということをお紹介しました。今回の調査で、市内事業所ではどのようなことが起こっていたかということをお教えください。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） 第7期介護保険事業計画準備調査報告書、こちらの調査結果から申し上げます。

この調査につきましては、調査対象事業所といたしまして76の事業所、サービスの事業種別は介護老人福祉施設、訪問介護等の施設の16の種別が対象となっております。平成27年度のこれらの事業所の経営状況といたしましては、無回答の4%を除きまして黒字、おおむね均衡、こちらが約64%で、赤字との回答は約32%でございました。また、特別養護老人ホーム、こちらの経営状況につきましては、全業種の平均、ただいま申し上げます32%よりも7%低い25%との回答でございました。

以上でございます。

○1番（森田真一君） つまり、おおむね3件に1件が赤字、特養では4件に1件が赤字ということで、大変厳しい状況があるということが、やはり裏づけられたのかというふうに思います。

次に、お伺いいたしますが、働いてる方の賃金の状況についてなんです、先月行われた参議院厚生労働委員会で、政府は介護離職ゼロの施策の中で、賃金の引き上げ策を行ったということで、月4万3,000円の増額をしたんだと、こういう話をされたんですが、このときのやりとりの中では、そうは言いながらも実際には月1万3,000円、基本給のアップには踏み出せてないという状況が指摘をされ、厚生労働省もこれを認めたという格好になりました。市内では、これについてはどういう状況が見えてるかということについて教えてください。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） 調査結果で申し上げます。

一時金の支給、諸手当の引き上げ、こちらで対応している事業所が多くございました。また、その他の設問では、事業所を運営する上での課題といたしまして、従業員の確保、定着のための賃金体系とが挙げられてございました。このことから、従業員確保のためには賃金や昇給などの処遇改善、こちらが求められると考えるところでございます。なお、国におきましては平成29年度、介護人材の処遇改善、こちらにつきましてキャリ

アップの仕組みを導入した場合に、月額平均1万円相当を加算するという処遇改善を実施するために、1.16%の介護報酬の改定が行われたものでございます。今後につきましても、処遇改善が図られるよう事業所への制度の周知、普及に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） このやりとりの中では、厚生労働委員会のやりとりの中では、幾つかの資料も示されながら議論があったんですけども、例えばこの賃金引き上げ策を政府がとるよという前の時点での厚生労働省の説明資料だと、介護施設の職員さんを事例に出されてるんですが、何年働いても他の産業の職種と比べると、賞与を含めてということだそうですが、月の平均の賃金が全産業に比べて大体10万円ぐらい安いと。この状況、何とかしなきゃいけないんだという説明の中で、介護報酬の加算などの制度をつくって引き上げを図ると。うまくいけば、先ほどの政府の説明にもありました月4万3,000円ぐらい増額できんじゃないかと。こういうようなことで始まったんですけども、同じ厚生労働省が毎年行っている賃金構造基本統計調査という資料の28年度版のものによりますと、介護職員の賃金、賞与を除いてですが、月平均21.5万円と。前年から比べると4,800円ぐらいしかふえてないと、全産業平均は30万4,000円ですから約9万円、やはり介護職の方は賃金が安いと、こういう状況が依然続いているということが報告をされています。

これがなぜそういうことになってしまうのかということなんですけども、厚生労働省がいろいろ資料を出されているのを見てみますと、キャリアアップの制度をつくってはみたんですが、それを利用する事業所が、なかなかこれ利用し切れないというようなことを答えているんです。なぜ利用し切れないという話になるのかというと、1つはお勤めされてる方に資格をいろいろとってもらわなきゃいけないとか、資格のある方に勤めてもらう必要があるんで、その人員の確保の問題もあるんですけども、ほかにも理由がありまして、例えば同じ職場の中で介護されて、じかにされてる方もいれば、事務労働されてる方もいらっしゃる。同じ職場の中で賃金格差が出てきちゃうんで、率直に困るんだ、どうやってその差を埋めていいかで困るんだというものもあれば、同じ法人で別々の事業所があるんだけど、このキャリアアップの制度を使える事業所とそうじゃない事業所というのがあるって、同じ事業所の中で賃金格差が生じてしまうと。こういうようなことを挙げてるケースもあるんです。

それから、さらに私はなるほどなど改めて思ったんですが、介護加算をするということは、その報酬そのものの枠を広げるわけですから、それによって1割負担の利用料も膨らんでしまうことになるわけですよ。そうすると、利用者さんに御迷惑かかるということで、ただでさえ所得の低い利用者の方に苦勞かけられないということで、このキャリアアップの制度を使わないという選択をしたという、非常に悩ましいケースも見られました。これは本当にキャリアアップということだけでは済まない、ベースアップそのものをするような制度に変えないと、やっぱり難しいなというふうに思っております。ちょっと説明的になってしまって申しわけありませんが。

次に、お伺いしますが、従業者に非正規の方が多ということも、低賃金構造を生んでいる一因になってんじゃないかということが言われているんですが、この点では今回の資料からどういうことが見られるでしょうか。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） 調査結果から申し上げます。

非正規の従事者の割合、こちら1割未満というところが約20%、それで7割から9割未満、こちらが23%というふうになっておりまして、施設によりまして大きな差が出ているということが実情としてございます。ま

た、NPO法人が運営している事業所等の多くは、やはり非正規の従業者の方の割合が高いという傾向もご
います。介護現場におきましては、他の産業に比べて離職率が高いといった状況が言われてございます。国で
は介護職員の定着率を高め、介護分野への新たな労働者の参入を促すために、現場で役に立つ実践的なスキル
について目指すべき水準を明確にするとともに、これを処遇や社会的評価の改善に結びつけていく制度といた
しまして、介護キャリア段位制度というものがあまして、こちらの推進を図っておるところでございます。
以上でございます。

○1番(森田真一君) この資料、見てみますと非正規じゃないという方が全体では50%未満と。ごめんなさい、
言い方、間違えた。職場の中の非正規の方の割合ですね。言いかえます。非正規の方の割合が50%未満ですよ
という事業所は半分しかないということで、いかに、NPOの場合、ちょっとまた別かと思うんですけども、
非常に困難な労働条件でお仕事されてるんだなというような気がしてなりません。先ほど紹介しました厚生労働省
の賃金調査の中でも、非正規の方の時給については、上がった額は時給で実に10円しか上がってないとい
うことで、月にすると二千数百円ということで、ここはやっぱり大きな問題になってるのかなというふうに思
います。

そして、次なんですけど、お伺いしたいんですけども、今ほども触れられましたけども、従事者の方々の離職、
それから慢性的な人材不足ということについてもお伺いしたいんですけども、複数の介護従事者の方から伺った話
として、ここでも以前紹介させていただきましたが、月8回の夜勤で疲労こんぱいして退職を希望する同僚職
員に、今やめられたらこの施設が立ち行かないと思いとどまってもらっている。人手不足で稼働率が下がって、
施設の4フロアのうち1フロアしか稼働できていない、こういうような話も紹介をさせていただきました。当
時はこのような状況というのは、市内では余りまだ聞かないということで御答弁が当時あったんですが、今回、
どういうことが見えるかということをお教えください。

○福祉部副参事(尾又斉夫君) こちらにつきましても、調査結果から申し上げます。

離職率につきましては、約54%が変わらないという状況でございました。次に、人材確保の状況でございま
すが、不足していると、やや不足しているが合計で、たまたま同じですが、54%でございました。また、平成
27年度の介護労働実態調査、こちらは公益財団法人介護労働安定センターで行ったものでございますが、この
調査結果におきましては不足感が約62%となっております。本市では、8ポイント低いというような状況には
なりましたが、定員に対します月の稼働率の状況は70%以上というのが約66%ほどでございますことから、こ
の結果からも、この結果を勘案していくということは必要であると考えられるものでございます。

以上でございます。

○1番(森田真一君) 資料の中から、変わらずが54%ということであるんですが、改善しようということで取
り組んだんだけど、実際には変わらなかったのが半分、それからここではちょっとびっくりさせられますけ
ども、改善したところも4%あるとお答えになられてんですが、逆に悪化したというところは12%もあるとい
うことで、全体としては悪循環が続いているということはいえるのではないかなというふうに思います。

もう少しこの問題、立ち入ってお伺いいたしますけれども、今ほども触れましたけど、夜勤が大変だとい
うお話なんですけども、公益社団法人日本看護協会、看護婦さんの団体ですね。この団体が、看護職の夜勤、交
代制勤務に関するガイドラインというものを発表されておりました。これ見てみますと、看護職の夜勤回数につ
いて公式に基準とされているものは52年前に人事院が制定した、いわゆるニッパチ判定という言い方するそ
うなんですけど、2交代月8回というのを基本としてるんだけれども、実際にはこれ看護の現場ではなかなか守り

切れてなくて、健康面だけじゃなくて事故にもつながる、そういう危険があって今、これ早急に改善しないと
いけないんだと、こういう話を一つされておりました。

介護の世界でも、この夜勤があるわけですがけれども、この介護の場合だと、この基準になるようなものです
とか、また今回の調査から、こういったことで何か改善をすとかしたいとかいうようなものは出たのかどう
かということもお伺いします。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） こちらにつきまして、調査結果から申し上げます。

労働環境整備改善のための必要な取り組みといたしまして、労働時間の改善というものが挙げられてござい
ます。また、別の設問におきましては、事業所を運営する上での課題ということで、従業者の確保、定着のた
めの賃金体系というものが課題として上げられてございます。賃金体系の確立によりまして、従業者を確保す
ることで労働時間の改善につながっていくことができるのかどうかということが、事業所のまた経営状況など
にも密接に関連しているものではないかと考えるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 資料の中でも、職場が労働環境の整備に必要な取り組みとして上げられている労働時間
については、3番目に——複数回答ですから、これ1番か2番かということは余り問題じゃないかもしれない
んですけど、3番目に上がるぐらい、非常に重要なテーマだというふうに認識されてるんだと思います。

これは私、先日経験したことなんですけど、2年ほど前に失業されて、他の職種から介護職に転職をされた
という50代の男性の方に、たまたま鉢合わせしまして、お仕事のほういかがですかって話を聞いたら、さっき
8回の夜勤で大変だって話ししましたが、この方場合は月9回の夜勤をされてると。お勤め先は、入所
者、20人に絞って、これ基準の関係らしいんですけど——に絞ってお一人で夜勤をやってると。本当にこれ
以上、持ちこたえられないという話をされておりました。

サービス業ですと、最近、某飲食チェーンが、いわゆるワンオペ労働っていうので、これとんでもないとい
う話になって改善をするというようなことがありましたけども、介護の世界では——ワンオペというのは1
人であれもこれも全部仕事、やる仕事ですね、そういう仕事の仕方ですね。こういうことが、やっぱり介護の
世界では常態化してるっていうようなことも大変気がかりです。特に災害時なんか、本当にこれどうなるんだ
ろうなということも案じてしまいました。

次に、ちょっとお伺いいたしますけども、利用者の利用サービスの量や負担感、経済的な負担感などについ
てはどうだったかということもお伺いしたいと思います。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） 調査結果から申し上げます。

介護保険サービスの利用状況でございますが、今回の調査では利用しているというのが約76%で、3年前の
前回調査の約72%から4ポイント増加してございます。また、1度も利用したことがないと、あと過去に利用
していたが現在は利用していないが、今回は約19%で、前回は24%でございましたので、5ポイント減少し
ておりますことから、サービスの利用状況は高くなっているというふうに考えます。また、暮らしの状況とし
ましては、今回の調査では普通、こちらが約62%でございました。また、生活向き、暮らし向きが厳しいとい
うふうに感じられてる方の割合につきましては、前回の調査時が約58%でございましたが、今回は28%と割合
は低くなっている状況がうかがえたものでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） こういう御説明であつたんですけど、ごめんなさい、ちょっとこれ異を唱えるとか、そ

うということじゃないんですけども、実は前回の調査と今回の調査の暮らし向きのところを問う欄が、回答の設問がちょっと違うんで、単純に比較できないんですよ。ちょっと具体的に申しますけども、ことし、今回の調査では「大変苦しい」、「やや苦しい」、それから「普通」、それから「ゆとりがある」、「大変ゆとりがある」と、こういう設問であったんですけども、前は「苦しい」、「やや苦しい」、それから間を抜いて「ややゆとりがある」と、「ゆとりがある」と、こういう設問になって、つまり普通という欄がないんですよ。ですから、前は「ややゆとりがある」か、「やや苦しい」って書いた方が、普通の設問があれば大体そこに入っていくということになりましょから、これ普通の方というのは大体6割いらっしゃるといことなんで、それぞれに案分してもいいかもしれないですけど、苦しいほうとゆとりがあるほうと分けると、大体前回と同じか、ちょっと苦しい側に若干入ってるのかなというよう気もしますけども、これは主観の問題なんで、余り細かいところは言いませんけども、依然として一般的な意味で楽になっているという状況ではやはりないのかなというふうに思います。

次、伺いますけれども、改定された介護保険法の影響についてもお伺いしたいというふうに思うんです。

まず、利用者の状態の悪化や重度化について懸念をするという声も、国会の審議の中では出ています。今回の改定では、3割負担の導入だけではなく、要介護度の改善を競わせる成果を上げた事業者や自治体にインセンティブを与える仕組みが導入されるということになっています。5月23日に参議院の厚生労働委員会で開かれた参考人質疑の中で発言をされています。これは専門家の皆さんがいろいろ発言されてんですが、日本ケアマネジメント学会の服部万里子副理事は、こういうふうに言われてます。自治体は、介護認定が厳しくなり、事業者は改善の可能性で利用者を選別するようになるだろうという、こういう指摘をしています。これ実は私も最近聞いてびっくりしたんですけども、市内でもやっぱりこういう話が出てまして、通所先のデイケア事業者から、余り理由は明示をされないんですけども、ことしいっぱい別の実業所、探していただきたいと。多分見た感じだと要介護1、要支援2ぐらいの患者だと思んですけど、そういう軽度の方ですけども、そういうことを言われたと。どうしたらいいんだろうかということで、御相談があったということで、いろいろ聞いてみると、どうもそれぐらいしか心当たりがないということでありました。

同じく参考人として発言をされた三重短期大学の非常勤講師をされてる村瀬先生という方なんですが、政府が先行事例として挙げた三重県の桑名市というところでの追跡調査を行ったということで、この結果を報告されてるんですが、介護保険からの、いわゆる卒業と称してサービスを打ち切られた後、1割の方が保険料を払っていながら、それが使えないで全額自費で引き続き同じサービスを受けていたということがわかったということや、また2割の方が重度化にしまって介護保険に逆戻りしたと、こういうことも起きてるといいます。さらに、ボランティア主体の地域サービスについては、十分ニーズを満たし切れなままになってるため、結局、何のサービスにもその後つながらないままになってるという方も見られていると。こういう現状のまま、この市では、来年には専門職によるサービスをもう全廃する予定にしているんだと、こういうことで制度の問題点を指摘されております。

くどくなりますが、また厚生労働省の社会保障審議会の介護給付費分料会の委員をされている田部井さんという認知症の家族の方の代表ですけども、この方によると、要介護状態の改善を無理に求めるということは、結局、認知症の人にとってはなじまない。改善はしないが、状態が変わらないで過ごすということが、こういう方にとっては一番いいことなんだと、これが目標であるべきなんだと、こういう説明をされておりました。心身の状態が改善をされて、結果として財政支出が少なくなるということ自体は、これ望むべきことだという

ふうと思うんです。しかし、主客が転倒して、財政支出の緊縮が目的になって、それに合わせて利用の枠が定められるなんていうことがあれば、利用者やその家族、介護事業者、現場従事者の方に一層の混乱をもたらすことになりかねないというふうと思うんです。こういった懸念がないように、ぜひ市としても御努力をお願いしたいというふうに思います。その点について、市の御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員のほうから参考人質疑の状況の話を少しいただきましたが、そういったお話があったというふうに伺っておりますし、またその中では改正の内容は社会保障審議会の介護保険部会の意見に沿ったものであるというふうな、賛成の意見も述べてる方もおられたということも承知してございます。国におきましては、世代間、世代内の公平性の確保等、制度の持続可能性を高める観点から、このたび介護保険法などの一部改正がされまして、参議院では附帯決議などもございましたけども、5月26日に可決をいたしまして、先日の6月2日に交付してございます。今回の改正は、一部議員のほうからも御紹介がありましたように、利用者負担割合に加えまして、保険者機能の強化等による自立支援、重度化防止の推進等、財政的インセンティブの付与、また長期療養のための医療と日常生活上の世話を一体的に提供する介護医療員の新たな創設ですね。並びに地域共生社会の実現に向けた共生型サービスの規定の新設、また第2号被保険者の保険料負担への総報酬割の導入など重要な事項などが含まれております。今後、国による説明会や、引き続き社会保障審議会の部会などで具体的な議論もありますことから、市といたしましてはさらに情報収集に努め、その内容等も含めまして介護保険運営協議会での議論とともに、市民の皆様への御意見を伺いながら、適切に第7期の介護保険事業計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） まとめますけれども、この介護保険の改革ももとをただせば社会保障財源、国から入れる分が5,000億円でしたっけ、削減するというを前提にして設計されてるという点がありますので、この点はやはりお金から先に——お金はかかるんですけども、お金から先に決まって介護が決まるということでは本当に困りますので、この点、繰り返しになりますが、指摘をいたしまして、この項目については終わらせていただきます。

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時43分 延会